



みんなの暮らしをみんなで支える
共生と協創のまち かさい

～あたたかな暮らしを未来につなげるまちづくり～



加西市



は じ め に

今日、私たちを取り巻く環境は大きく変わってきています。

少子高齢・人口減少、家族や社会とのつながりの希薄化、そして、日々の生活における課題も以前より複雑化、多様化しています。これらの課題を解決するためには、自助・互助・共助・公助の多様なつながりによって関係機関が有機的に連携しながら、包括的に取り組むことが必要です。

加西市では、この度、第2期計画の取り組みの評価を行うとともに、国や県の動向を取り入れ、新たに令和2年度からの6年間を期間とする「第3期加西市地域福祉計画」を策定しました。この計画は、本市の地域福祉施策を取り巻く現状と課題を明確にし、市における保健・福祉分野の全体的な方向性を示すものです。

本計画の基本理念を「みんなの暮らしをみんなで支える 共生と協創のまち かさい ～あたたかな暮らしを未来につなげるまちづくり～」として、近年の福祉を象徴する「共生」の概念に、「協創」の概念を加え、加西市に関わるすべての人（市民のみならず関係する人や企業等）を巻き込んで地域福祉を進めていく想いを表現しています。

このように、行政、市民、関係団体、が協働して取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画を策定するにあたりまして、熱心にご審議いただきました加西市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました、関係機関、関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

加西市長 西村 和平

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 「自分らしい暮らし」のあり方を支える地域福祉	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	5
第2章 加西市の現状及び課題	6
1 福祉を取り巻く社会潮流	6
2 まちの統計データ	7
3 市民アンケート調査の結果	18
4 社会福祉協議会・ふるさと創造会議対象調査の結果	30
5 第2期計画の進捗と評価	32
6 課題のまとめ	34
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 基本方針	40
3 協創のまちづくりについて	41
4 地域福祉と「持続可能な開発目標」(SDGs)	42
5 階層別の地域のあり方(福祉圏域)の整理	43
第4章 計画の推進	44
第3期加西市地域福祉計画の施策体系	44
基本方針1 くらしの幸せを支える人を育む	45
基本方針2 人と人のあたたかいつながりを保つ	48
基本方針3 みんなを支える相談・情報提供体制を強化する	51
基本方針4 市民の安心と安全を守る仕組みを充実させる	54
基本方針5 誰ひとりとして取り残さない支援	60
第5章 実効性のある計画にするための方策	66
1 計画の推進体制と役割	66
2 進捗管理の考え方	68
資料編	69

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

少子高齢化や核家族化の進行、経済情勢や就労環境の変化、価値観の多様化やライフスタイルの変化など、社会が変化し続けるなか、ひきこもりや孤立死(孤独死)、自殺、DVや虐待、生活困窮、子どもの貧困などの様々な問題が顕在化しています。一人ひとりの抱える不安や悩みが多様化・複雑化するなかで、既存の制度での対応が難しい状況となっています。

このようななか、国では福祉関係法・制度の整備が進められ、地域住民の多様化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく「地域共生社会」の実現が掲げられました。

平成 29 年には社会福祉法が改正され、地域福祉計画の策定が任意から努力義務になるとともに、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援等の各福祉関連計画の上位計画として位置づけられました。また、同年 12 月に厚生労働省が公表した「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(市町村地域福祉計画の策定ガイドライン)においては、「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉計画に反映させるべき項目が示されており、市町村における地域福祉計画は、保健・福祉分野を中心として包括的・分野横断的な施策を実施していくことが求められています。また、直近の状況として、新型コロナウイルスの世界的な蔓延が大きな問題となっており、国や県、自治体が一丸となって感染症対策を進めていく必要性が改めて確認されました。

兵庫県では、平成 31 年3月に「兵庫県地域福祉支援計画(第4期)」を策定し、年齢や性別、障がいの有無、言語や文化等の違いに関わりなく、すべての人が地域社会の一員であるという認識のもと、多様なつながりの中で、お互いがかけがえのない人間として尊重し合い支え合う社会づくりをめざす「多様なつながりが創るユニバーサルひょうご」を基本目標として計画を推進しているところです。

加西市(以下「本市」という。)では、平成 27 年3月に「第2期加西市地域福祉計画」(以下「第2期計画」という。)を策定し、「みんなで創ろう、安心して、輝いて暮らせるあたたかい地域づくり」を基本理念とし、地域福祉の取り組みを推進してきました。本市においては今後、高齢化に伴って増加するひとり暮らし世帯への支援に加え、本市の経済や福祉事業の一端を担う外国人を受け入れることのできる多文化共生社会の構築が必要となります。そして、地域の様々な課題への対応には、既存の制度を活用しながら、一人ひとりがそれぞれの生き方を理解し助け合う社会づくりを、町単位、小学校区、中学校区等の地域特性に沿って実現していくことが重要です。

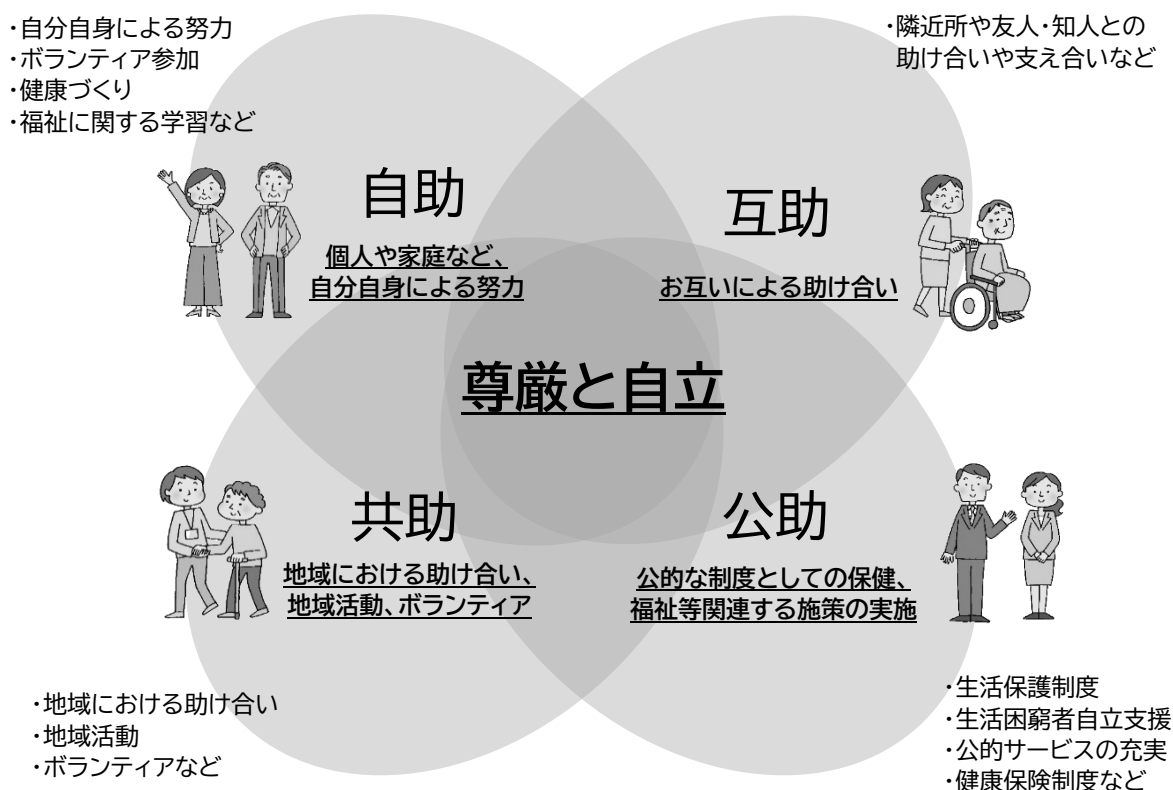
これらの背景を踏まえ、本市の地域福祉施策を取り巻く現状と課題を整理し、地域福祉のさらなる推進を図るべく、「第3期加西市地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 「自分らしい暮らし」のあり方を支える地域福祉

「自分らしい暮らし」の構築は「自助」が基本になります。どのような暮らしをするのかを自分で決め、実現するための具体的な方法を考え活動します。

自分らしい暮らしは「自己実現」という言葉に置き換えることができますが、人は自助だけで自己実現を果たすことはできません。自助による努力を基本に置きながら、身体的・精神的・経済的等様々な要因で生じる、自助で解決できない課題を互助・共助・公助という援助を活用して自己実現を果たします。

地域福祉は、自助・互助・共助・公助のバランスによって成り立っています。このバランスは、人それぞれ、見る人の角度によって異なってきます。そして、このバランスの中心には、社会福祉法第3条にある「尊厳の確保と自立への支援」が位置づけられると考えられます。本市においても、一人ひとりの尊厳が守られ、自立した日常生活を送ることができる「自分らしい暮らし」を実現するために地域福祉を推進していくものとします。



※ 社会福祉法より抜粋

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

3 計画の位置づけ

「加西市地域福祉計画」は、市の最上位計画である「加西市総合計画」の保健・福祉分野における計画として位置づけられます。また、各福祉分野計画の上位計画となるものであり、市における保健・福祉分野の全体的な方向性を定めるものとしています。

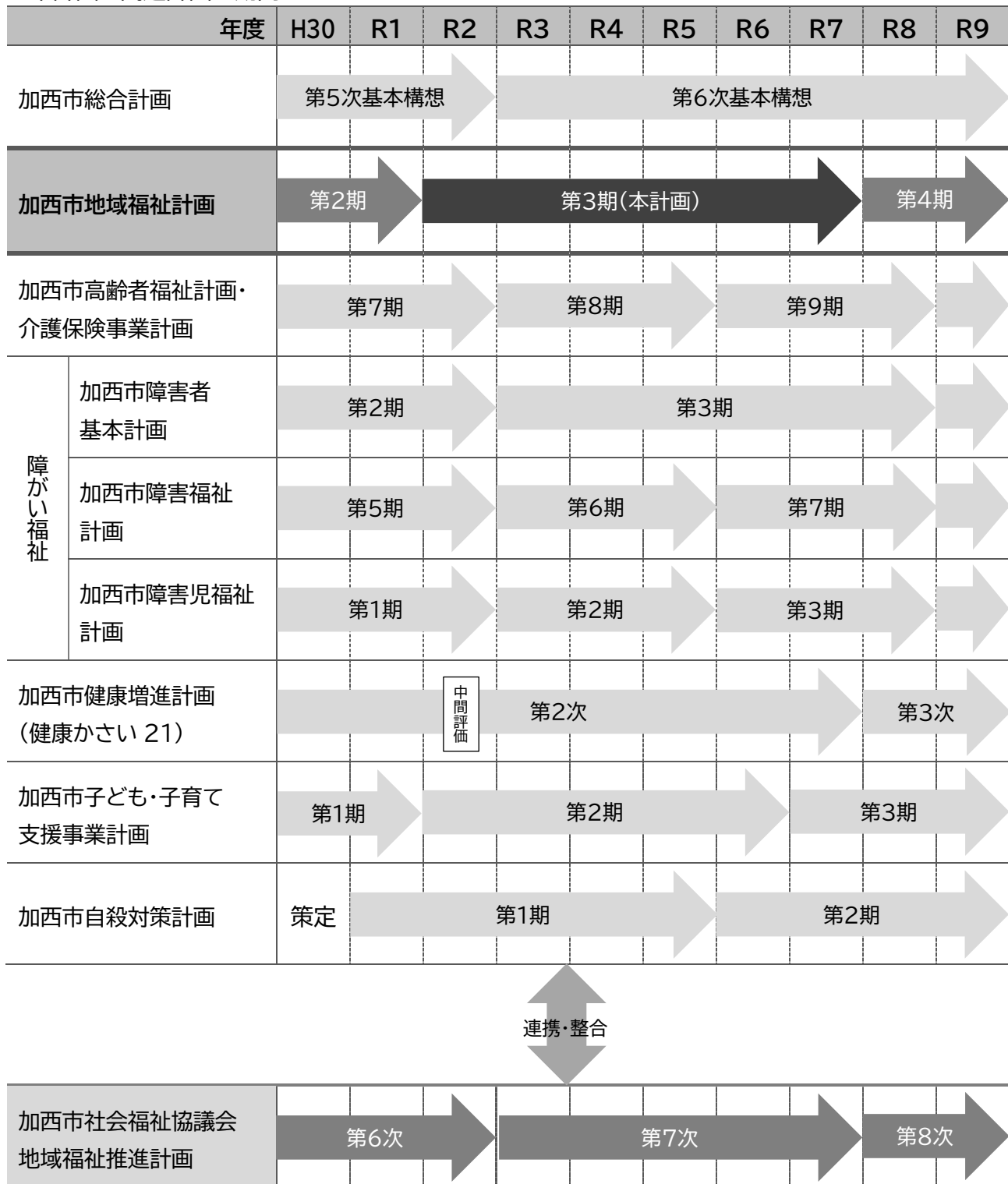
▼計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和7年度までの6年間とし、社会情勢の変化や住民のニーズの変化に対応するため、3年後に中間評価をするとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

▼本計画と関連計画の期間



5 計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

(1) 市民アンケート調査の実施

調査目的	計画の策定にあたり、市民の意識や今後のまちづくりに向けた意向などを把握することを目的とする
調査期間	令和元年 10 月～11 月
調査対象	加西市在住の 18 歳以上の男女（2,000 人を無作為抽出）
回収状況	855 件（回収率：42.8%）

(2) 社会福祉協議会・ふるさと創造会議対象調査の実施

調査目的	計画の策定にあたり、小学校区単位での地域について、その特性や地域課題等を把握することを目的とする
調査期間	令和元年 12 月
調査対象	・加西市社会福祉協議会 ・ふるさと創造会議（まちづくり協議会）

(3) パブリックコメントの実施

実施目的	計画の策定にあたり、意見聴取のために市内公共施設や市ホームページにおいて計画案を公表し、全住民の意見を広く聴取することを目的とする
実施期間	令和 2 年 5 月～6 月
実施対象	加西市在住の全住民

(4) 加西市地域福祉計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体代表者、市民代表者等で構成される「加西市地域福祉計画策定委員会」を開催し、計画について意見をいただきました。

第2章 加西市の現状及び課題

1 福祉を取り巻く社会潮流

少子高齢化の進行や世帯構成の変化など、社会情勢に応じて支援の対象が拡大されてきた中で、地域福祉の推進の重要性が改めて確認され、もれのない支援の充実が求められています。高齢化の進行により、高齢者を支える現役世代の負担が大きくなっていますが、本市では昨今の情勢に対応するため独自の条例を定め、まちの実情に応じた福祉施策を展開してきました。

H23	●東日本大震災の発生 ●「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 成立
H24	●「介護保険法」 改正施行（地域包括ケアの推進等）
H25	●障害者の法定雇用率引き上げ ●「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 施行 ●「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」 施行 ●「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」 施行 ●「災害対策基本法」 改正（避難行動要支援者名簿作成の義務付け等）
H26	●「障害者の権利に関する条約」 批准（国内法整備） ●「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 施行 ●「まち・ひと・しごと創生法」 施行 ●「子ども・子育て支援法等子ども・子育て関連3法」 段階施行 ★「加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例」 施行
H27	●「介護保険法」 改正施行（地域包括ケアシステムの構築等） ●「子ども・子育て支援新制度」の本格施行 ●「生活困窮者自立支援法」 施行 ★「加西市歩くまちづくり条例」 施行
H28	●「社会福祉法等の一部を改正する法律」 一部施行 ●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 施行 ●「障害者の雇用に関する法律」 改正施行 ●「成年後見制度の利用の促進に関する法律」 施行 ●「子ども・子育て支援法」 改正施行（仕事・子育て両立支援事業の創設等） ●「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 ★「加西市手話言語条例」 施行
H29	●「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」 改正施行 ★「加西市障害者福祉年金条例」 施行
H30	●「介護保険法」 改正施行（地域包括ケアシステムの深化等） ●「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」 施行（文化芸術の鑑賞や発表の機会の確保等） ★「加西市生活困窮世帯等の児童に対する一時金支給に関する条例」 制定
R1	●「子ども・子育て支援法」 改正施行（幼児教育・保育の無償化等） ●「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 改正施行 ●「児童福祉法」 一部改正（児童虐待対策の強化） ★「加西市協創のまちづくり条例」 施行

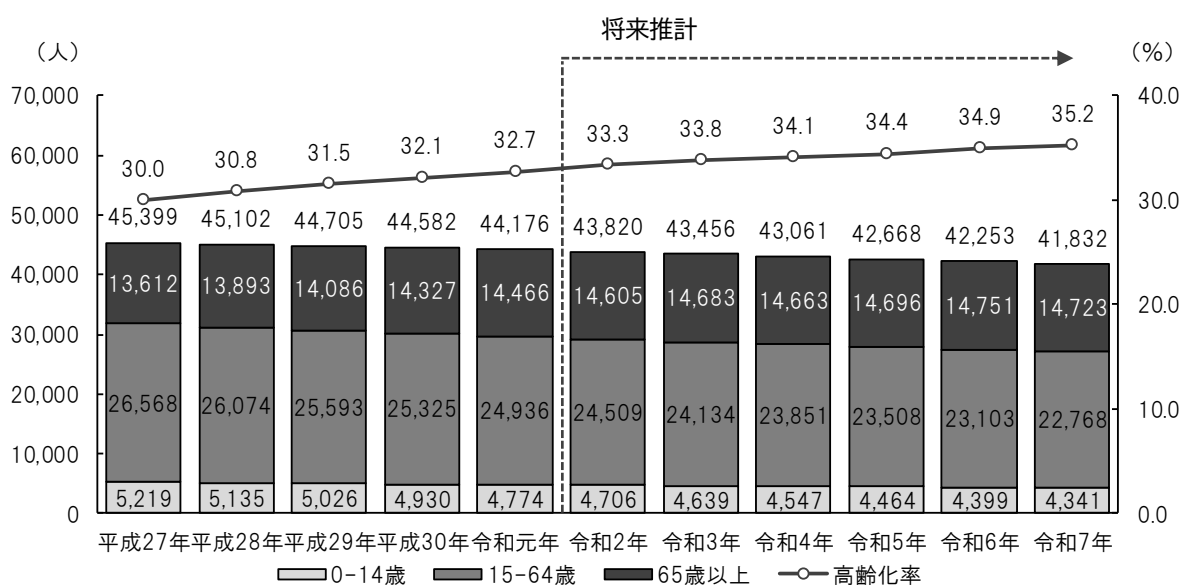
2 まちの統計データ

(1) 総人口の推移と将来推計

本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和元年9月末時点で 44,176 人となっています。0-14 歳人口及び 15-64 歳人口が減少する一方で 65 歳以上人口は増加傾向にあり、高齢化率も並行して上昇しています。今後も現在の傾向が続く見込みであり、計画最終年となる令和7年時点での高齢化率は 35.2%となる予想です。

なお、平成 27 年では高齢者1人を現役世代(15-64 歳)1.95 人で支えていましたが、令和元年時点では 1.72 人、令和7年時点では 1.55 人で支えていく見込みとなっています。

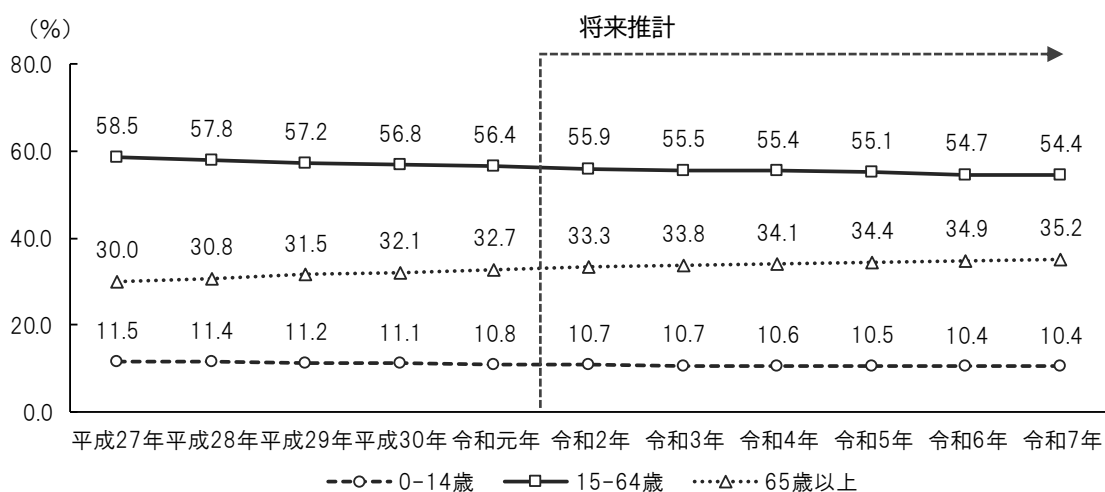
▼住民基本台帳に基づく総人口の推移と将来推計



資料：加西市住民基本台帳(各年9月末時点)

※将来推計部分は住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法で推計

▼年齢3区分別人口の総人口に占める割合



資料：加西市住民基本台帳(各年9月末時点)

※将来推計部分は住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法で推計

(2) 地区別の人口動向

地区別の総人口についてみると、令和元年時点で北条小学校区が 7,610 人で最も多く、次いで九会小学校区が 6,178 人、北条東小学校区が 6,014 人となっています。

平成 27 年から令和元年までの5年間における増減率についてみると、北条東小学校区が増加傾向となっている一方で、それ以外の小学校区は減少傾向となっています。

▼市内各小学校区及び中学校区の総人口の推移

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	増減率※
北条小学校区	8,029	7,413	7,399	7,545	7,610	94.8%
北条東小学校区	5,024	5,674	5,727	5,883	6,014	119.7%
富田小学校区	3,184	3,139	3,105	3,067	3,002	94.3%
北条中学校区	16,237	16,226	16,231	16,495	16,626	102.4%
賀茂小学校区	3,348	3,306	3,268	3,240	3,158	94.3%
下里小学校区	4,858	4,858	4,773	4,718	4,606	94.8%
善防中学校区	8,206	8,164	8,041	7,958	7,764	94.6%
九会小学校区	6,451	6,378	6,317	6,260	6,178	95.8%
富合小学校区	3,899	3,875	3,826	3,782	3,698	94.8%
加西中学校区	10,350	10,253	10,143	10,042	9,876	95.4%
日吉小学校区	2,755	2,709	2,673	2,623	2,576	93.5%
宇仁小学校区	1,703	1,682	1,647	1,619	1,593	93.5%
西在田小学校区	2,208	2,183	2,112	2,050	2,024	91.7%
泉小学校区	3,940	3,885	3,858	3,795	3,717	94.3%
泉中学校区	10,606	10,459	10,290	10,087	9,910	93.4%
市全体	45,399	45,102	44,705	44,582	44,176	97.3%

資料：加西市住民基本台帳（各年9月末時点）

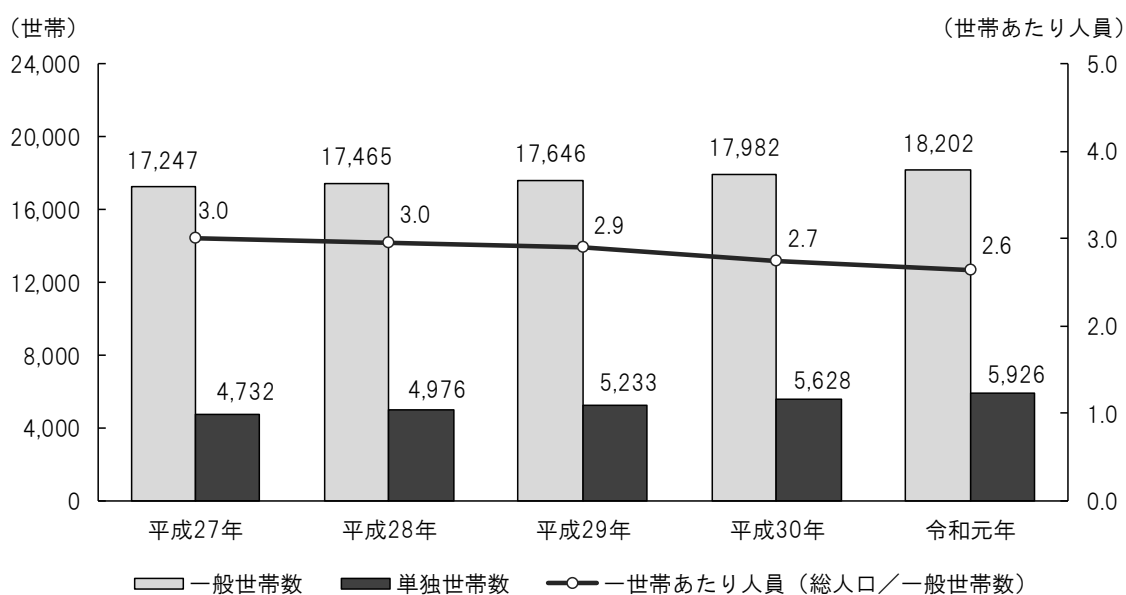
※増減率は（令和元年の総人口／平成 27 年の総人口）で算出

(3) 世帯の状況

①核家族世帯と単独世帯の状況

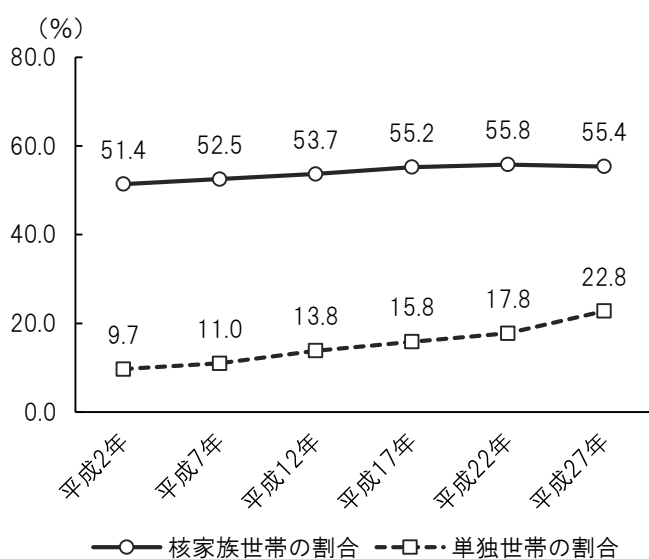
総人口の減少と一般世帯(単独世帯を含む)の増加が同時に進行しており、世帯あたり人員も減少傾向にあることがうかがえます。核家族世帯と単独世帯も増加傾向にありますが、一般世帯に占める割合でみた場合、核家族世帯の割合はほぼ横ばいであるのに対し、単独世帯の割合は増加傾向となっています。

▼一般世帯数と単独世帯数の推移



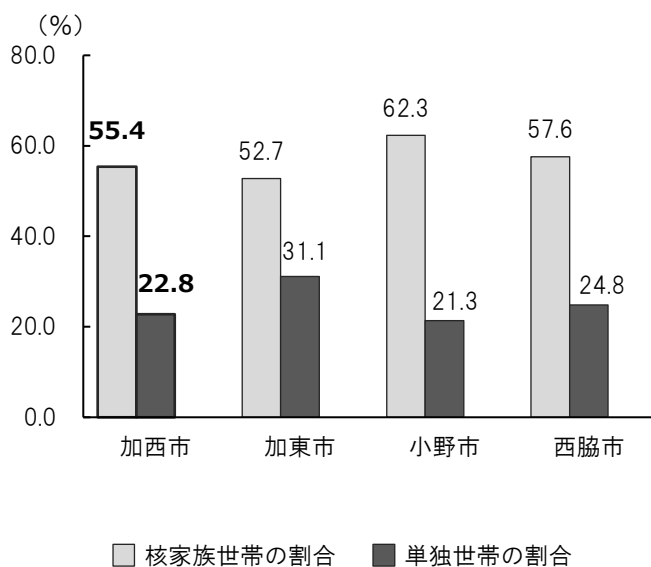
資料:住民基本台帳(各年9月末時点)

▼一般世帯数に占める核家族世帯及び単独世帯の割合



資料:国勢調査(各年10月1日時点)

▼世帯割合の近隣市比較

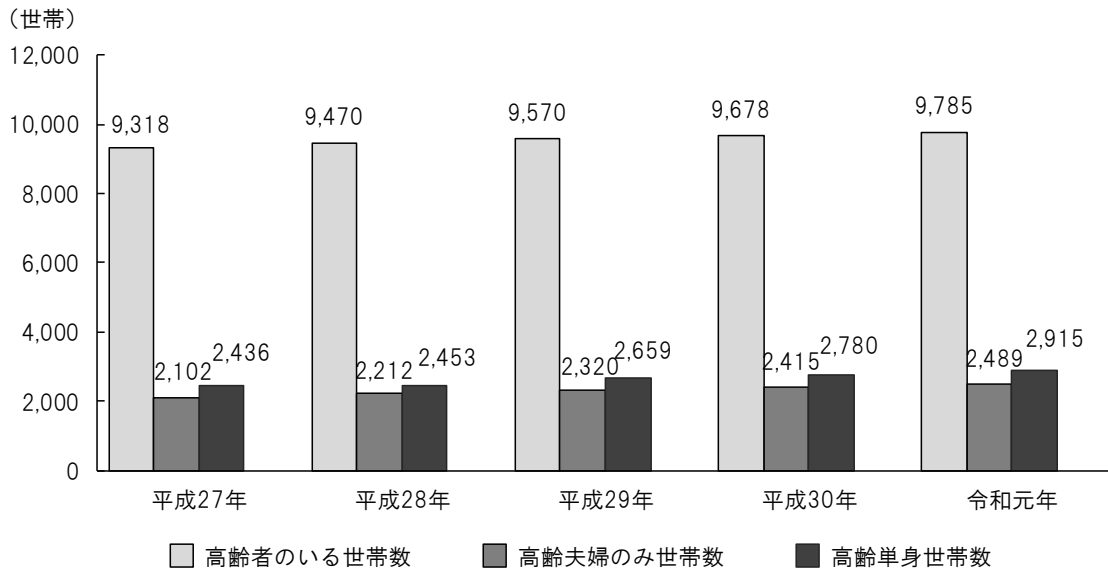


資料:国勢調査(平成27年時点)

②高齢者のいる世帯の状況

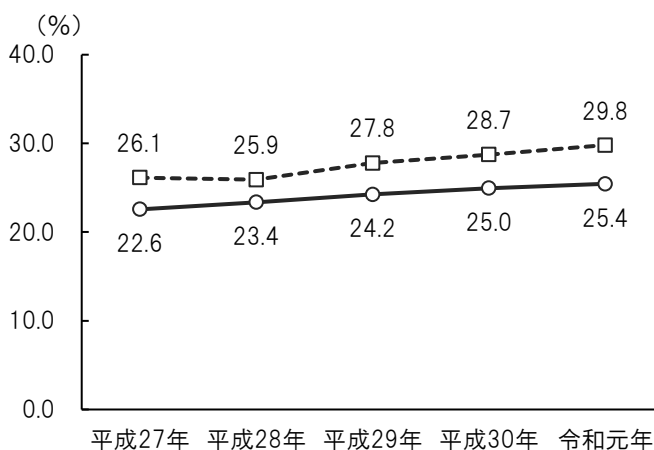
高齢化の進行に伴って、高齢者のいる世帯数も増加傾向にあります。高齢夫婦のみ世帯及び高齢単身世帯の割合についても増加傾向にありますが、近隣市と比較した場合、高齢夫婦のみ世帯割合・高齢単身世帯割合ともに低くなっており、子世代や孫世代と同居している高齢者が比較的多いことがうかがえます。

▼高齢者のいる世帯数、高齢夫婦のみ世帯数及び高齢単身世帯数の状況の推移



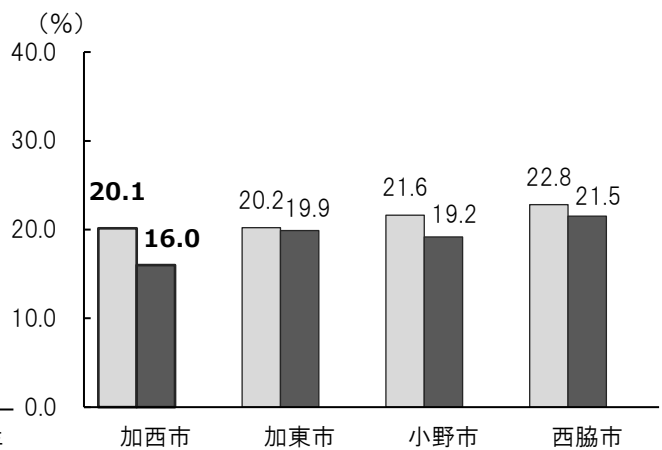
資料：住民基本台帳（各年9月末時点）

▼高齢者のいる世帯数に占める高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯の割合



資料：住民基本台帳（各年9月末時点）

▼世帯割合の近隣市比較

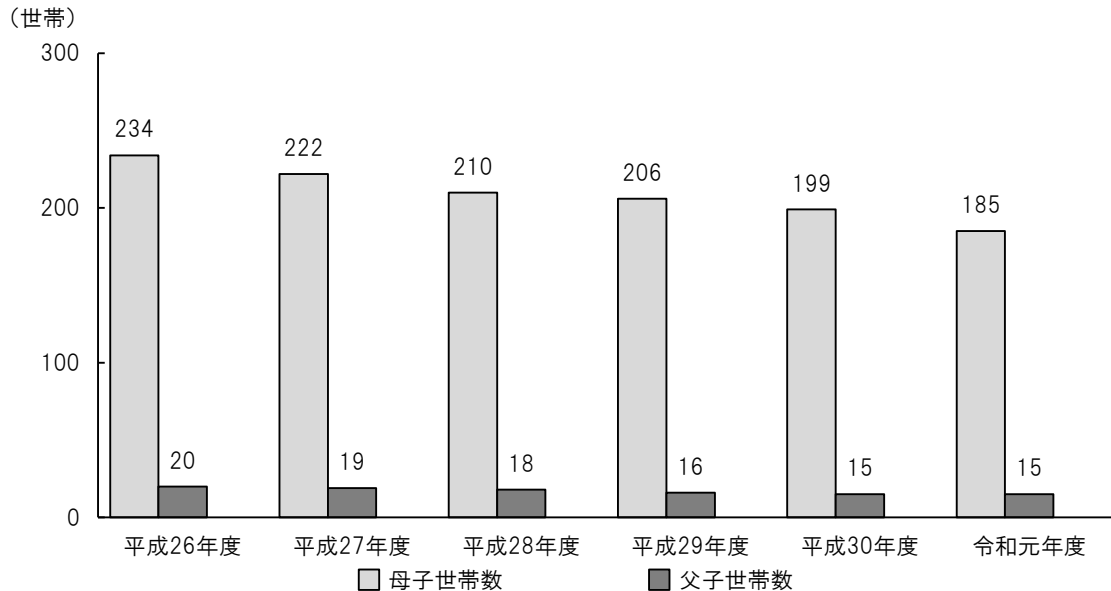


資料：国勢調査（平成27年時点）

③ひとり親家庭の状況

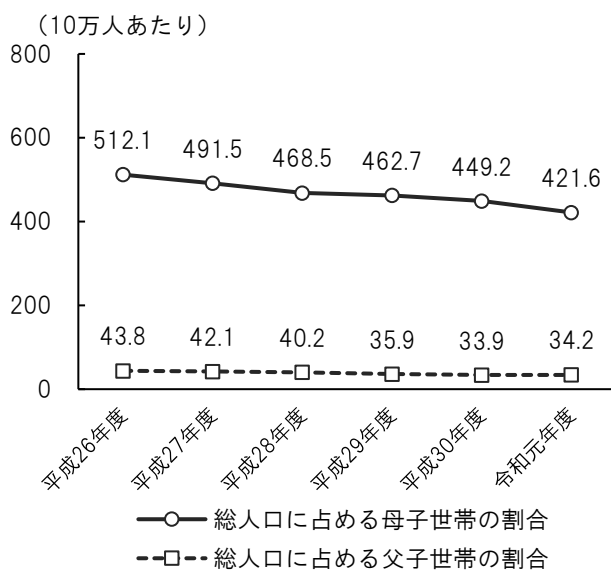
ひとり親家庭については、母子世帯数・父子世帯数ともに減少傾向で推移しています。総人口に占める割合についても緩やかな減少傾向となっています。近隣市と比較した場合、加西市は総人口に占めるひとり親家庭の割合は比較的低いことがわかります。

▼母子世帯数及び父子世帯数(児童扶養手当受給世帯数)の状況の推移



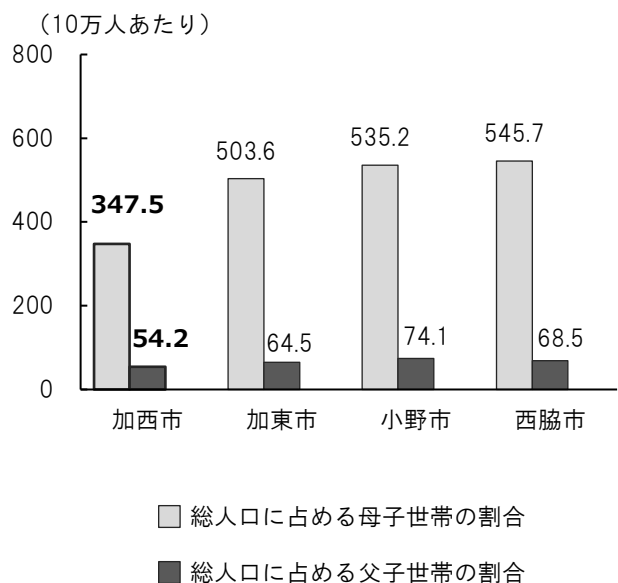
資料:加西市地域福祉課(各年度末時点)

▼総人口に占める母子世帯及び父子世帯(児童扶養手当受給世帯数)の割合



資料:住民基本台帳(各年度末時点)

▼世帯割合の近隣市比較



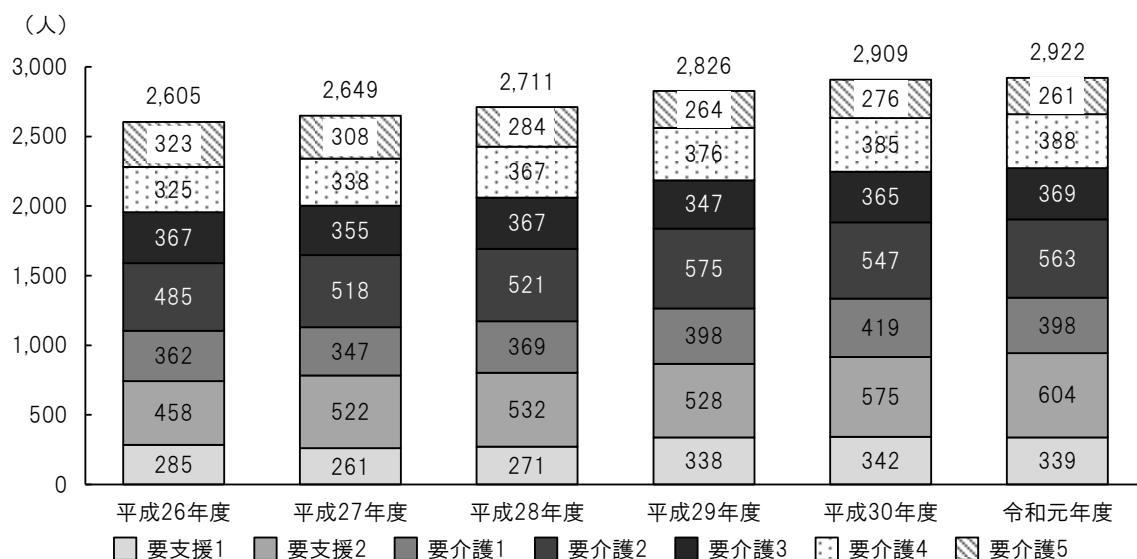
資料:国勢調査(平成27年時点)

(4) 配慮を必要とする方の状況

①要支援・要介護認定者の状況

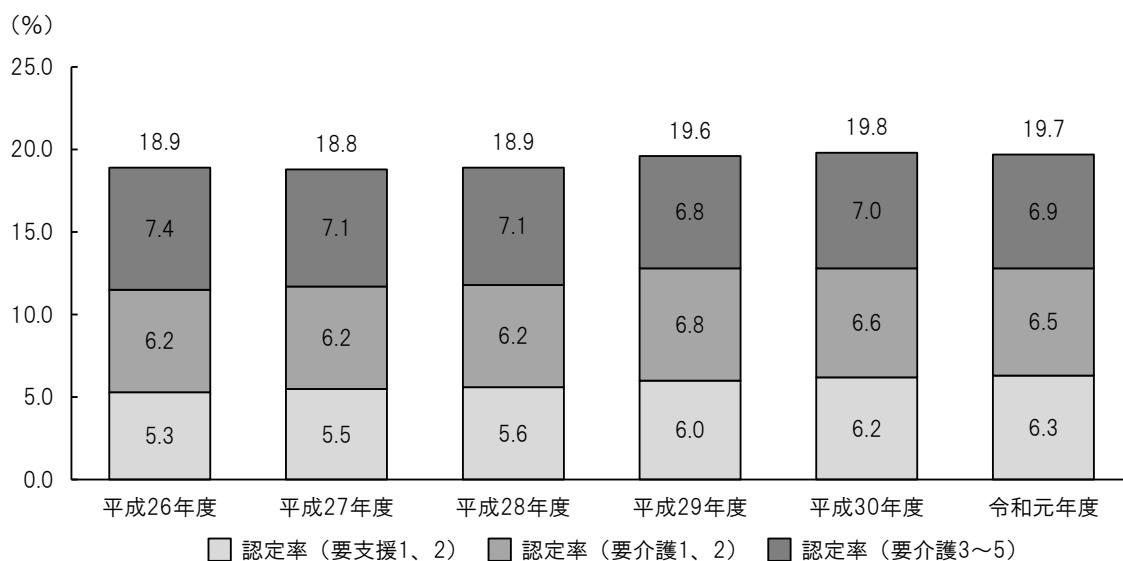
要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和元年度時点で 2,922 人となっています。また、令和元年度時点での認定率は 19.7%となっており、要介護3以上の占める割合が若干高くなっています。

▼要支援・要介護認定者数の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年度末時点)

▼要支援・要介護認定率の推移

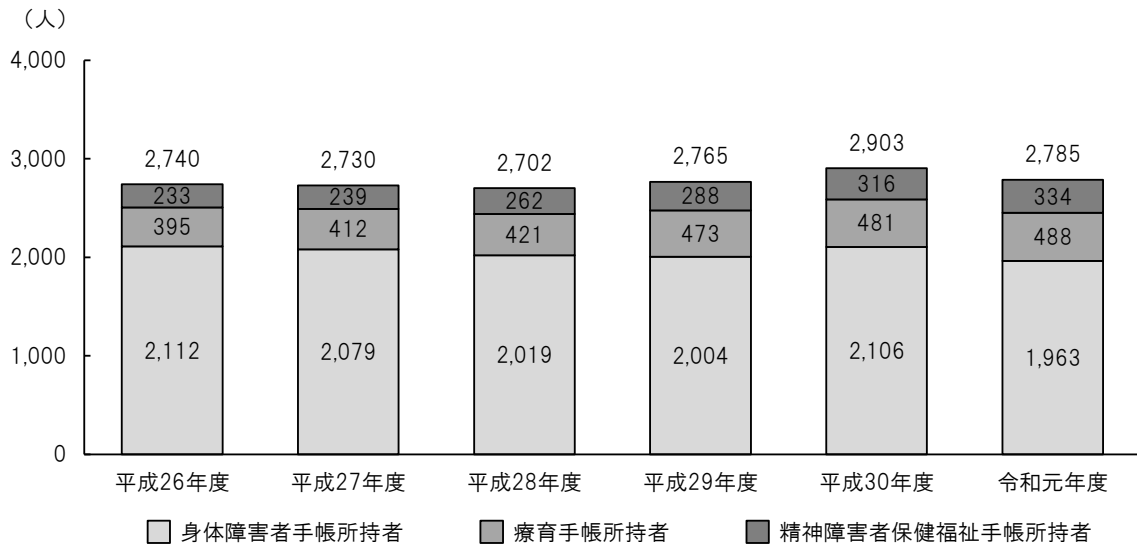


資料:介護保険事業状況報告(各年度末時点)、住民基本台帳(各年度末時点)

②障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和元年度時点で 2,785 人となっています。平成 26 年度を基準とした増減率についてみると、身体障害者手帳所持者数はほぼ同程度となっている一方で、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数が大きく増加している状況がうかがえます。

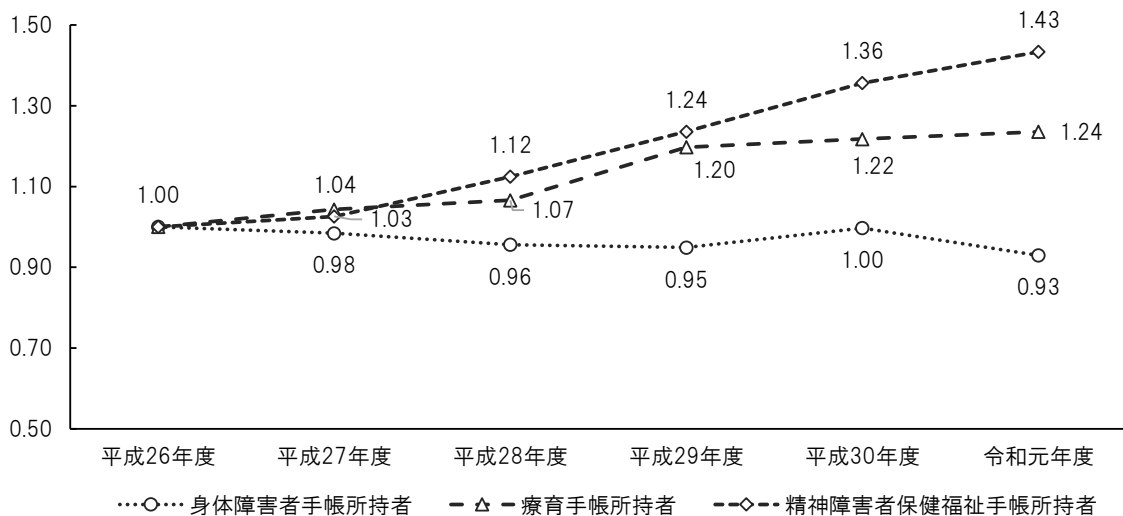
▼障害者手帳所持者数の推移



資料：加西市地域福祉課(各年度末時点)

※発達障がい療育手帳所持者に含まれる

▼障害者手帳所持者数の増減率(平成 26 年度を 1.00 とした場合)



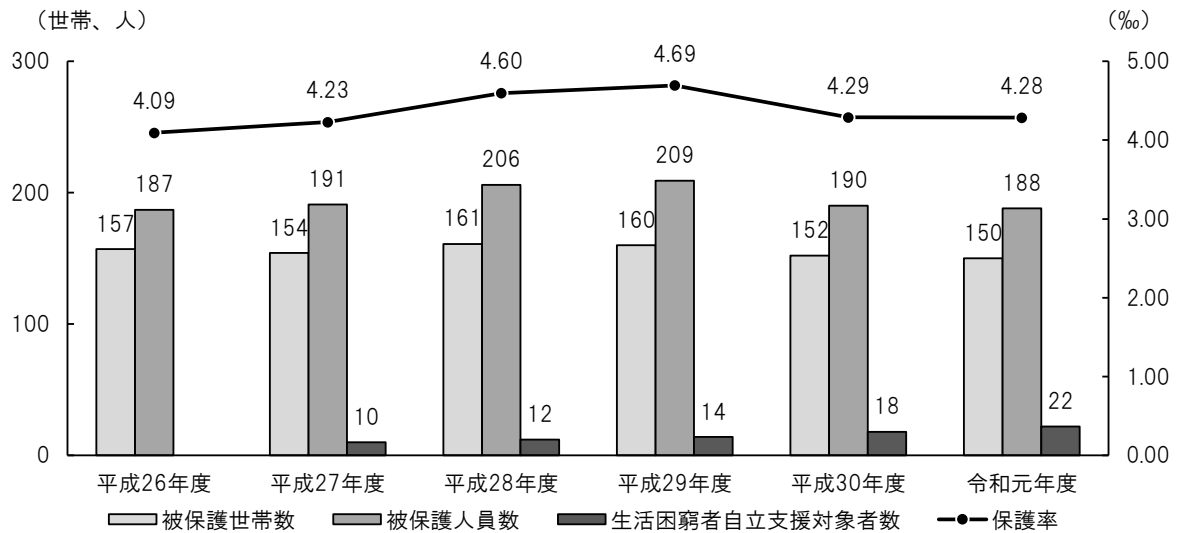
資料：加西市地域福祉課(各年度末時点)

③生活保護世帯の状況

生活保護の状況をみると、被保護世帯数については平成 28 年度、被保護人員数は平成 29 年度を境に減少傾向となっています。保護率は令和元年度時点で 4.28‰となっています。

また、平成 27 年度より施行された生活困窮者自立支援法に基づく支援対象者数は増加傾向で推移しており、令和元年度時点で 22 人となっています。

▼被保護世帯数及び人員数、保護率の推移



資料：加西市地域福祉課(各年度末時点)

※保護率は【被保護人員数÷総人口×1,000】で算出

※「生活困窮者自立支援対象者数」は平成 27 年度より集計している

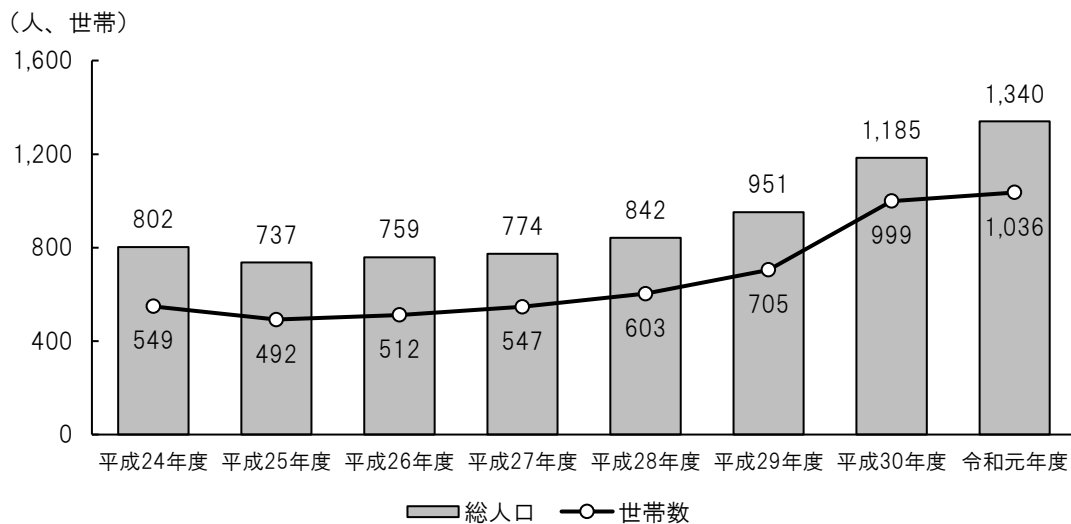


(5) 外国人の状況

本市では、市内企業において外国人技能実習生の受け入れが進められており、市内在住の外国人人口は増加傾向にあります。

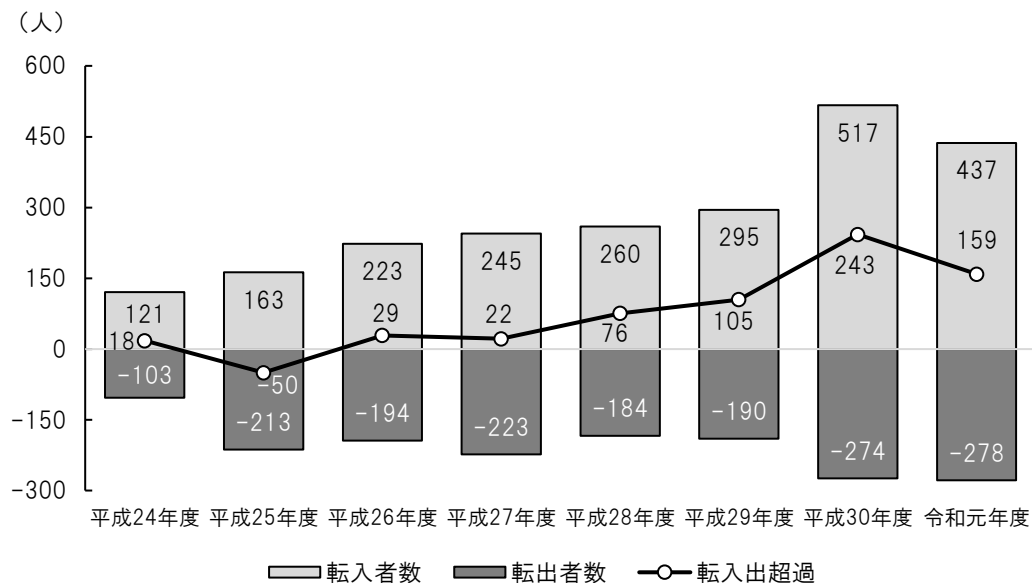
令和元年度時点の外国人総人口は1,340人で、世帯数も総人口と同様に増加傾向で推移しています。転入出状況についても、平成27年度までは、増減を繰り返しながらも若干の転入超過で推移してきましたが、平成28年度以降は一貫して転入超過で推移しています。

▼外国人人口と世帯数の推移



資料:加西市住民基本台帳(各年度末時点)

▼外国人の転入出の推移



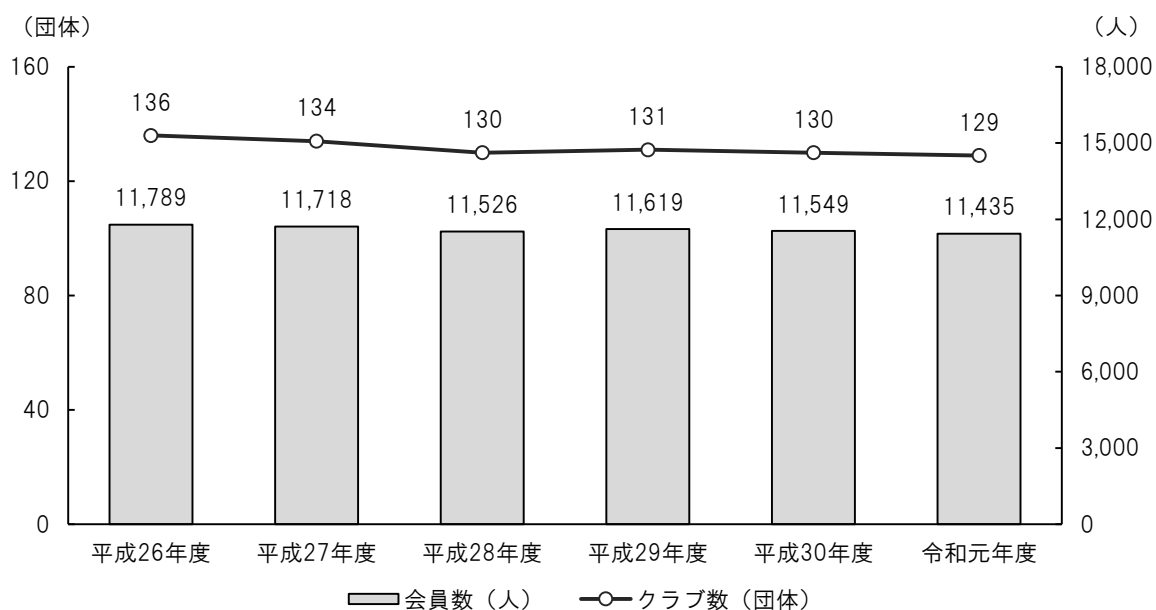
資料:加西市住民基本台帳(各年度末時点)

(6) 地域団体の状況

①地域団体の加入状況の推移

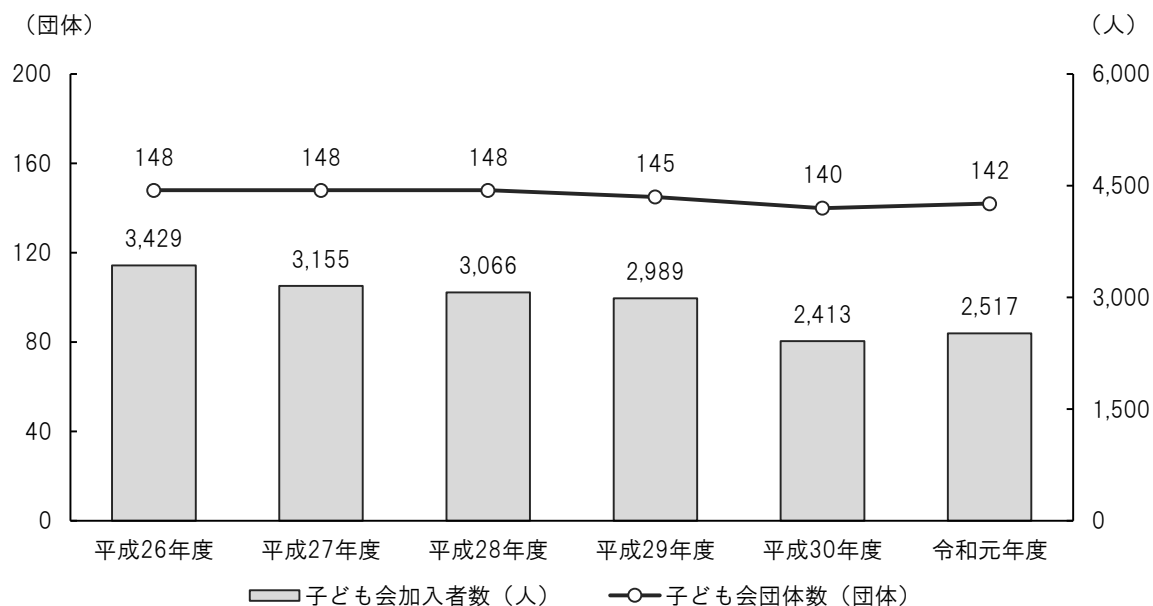
老人クラブの会員数、クラブ数ともに微減傾向で推移しています。一方で、子ども会の加入者数については、平成 30 年度までは減少傾向が続いていましたが、令和元年度は増加に転じています。子ども会団体数についても平成 30 年度までは減少していましたが、令和元年度には再度増加しています。

▼老人クラブ会員数及びクラブ数の推移



資料：加西市福祉企画課(各年度末時点)

▼子ども会加入者数及び子ども会団体数の推移

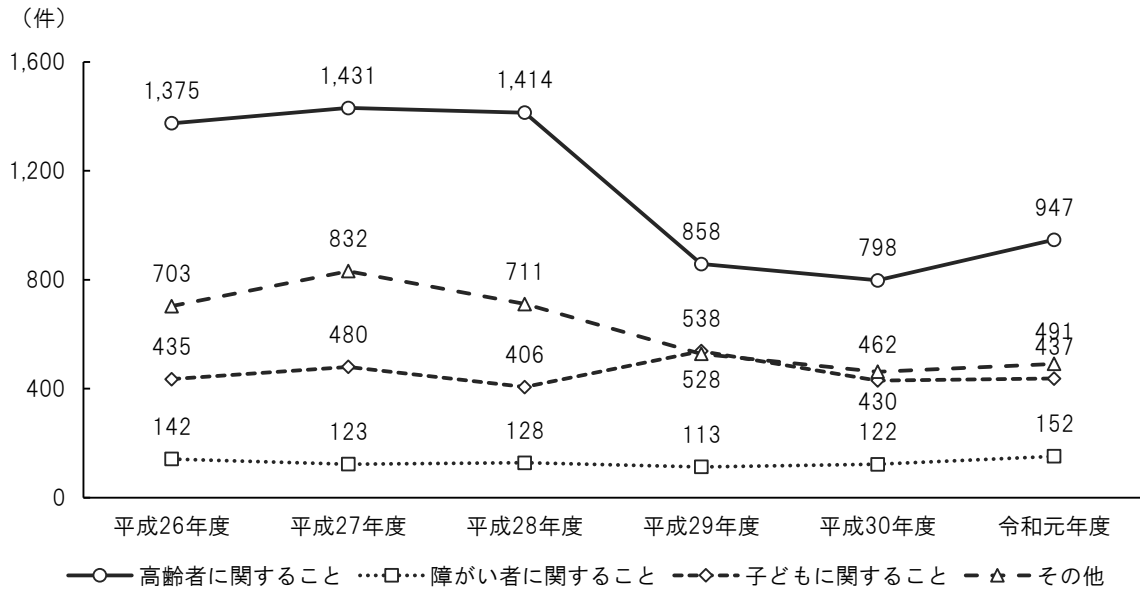


資料：加西市福祉企画課(各年度末時点)

②民生委員・児童委員への相談状況の推移

民生委員・児童委員への相談件数については、平成 29 年度以降に大きく減少しています。内訳をみると、特に「高齢者に関すること」の相談件数が大きく減少していることがわかります。また、「障がい者に関すること」はほぼ横ばい、「子どもに関すること」は平成 29 年度に多くなっているものの、平均して 450 件程度で推移しています。

▼民生委員・児童委員への相談件数の推移



資料：加西市福祉企画課（各年度末時点）



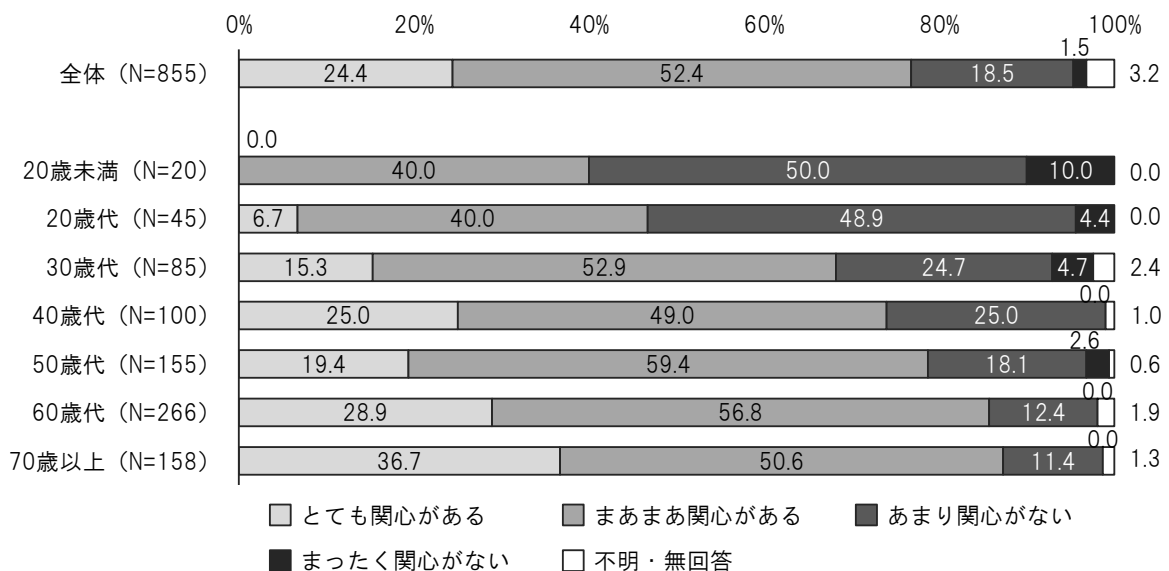
3 市民アンケート調査の結果

(1) 福祉に対する関心

▼福祉への関心

福祉への関心については、全体では『関心がある』(「とても関心がある」と「まあまあ関心がある」の合算)が 76.8%となっています。

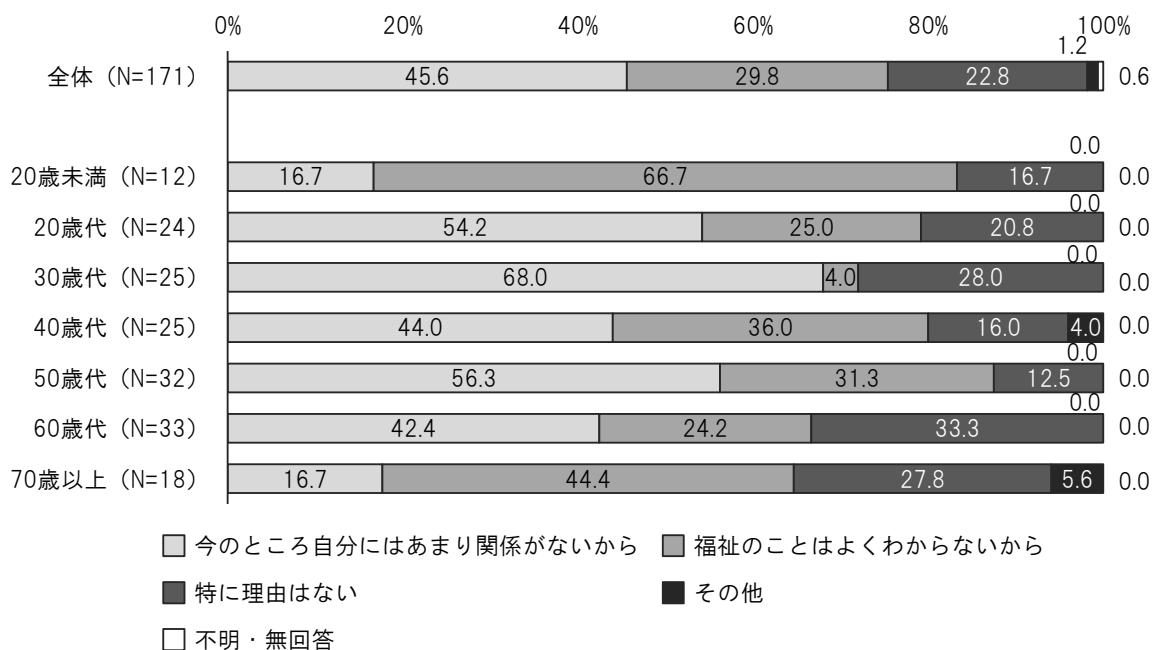
年齢別でみると、若年層ほど「あまり関心がない」が高くなっています。



▼福祉への関心がない理由

福祉への関心がない理由については、全体では「今のところ自分にはあまり関係がないから」が高くなっています。

年齢別でみると、20～30 歳代、50 歳代において「今のところ自分にはあまり関係がないから」が高くなっています。



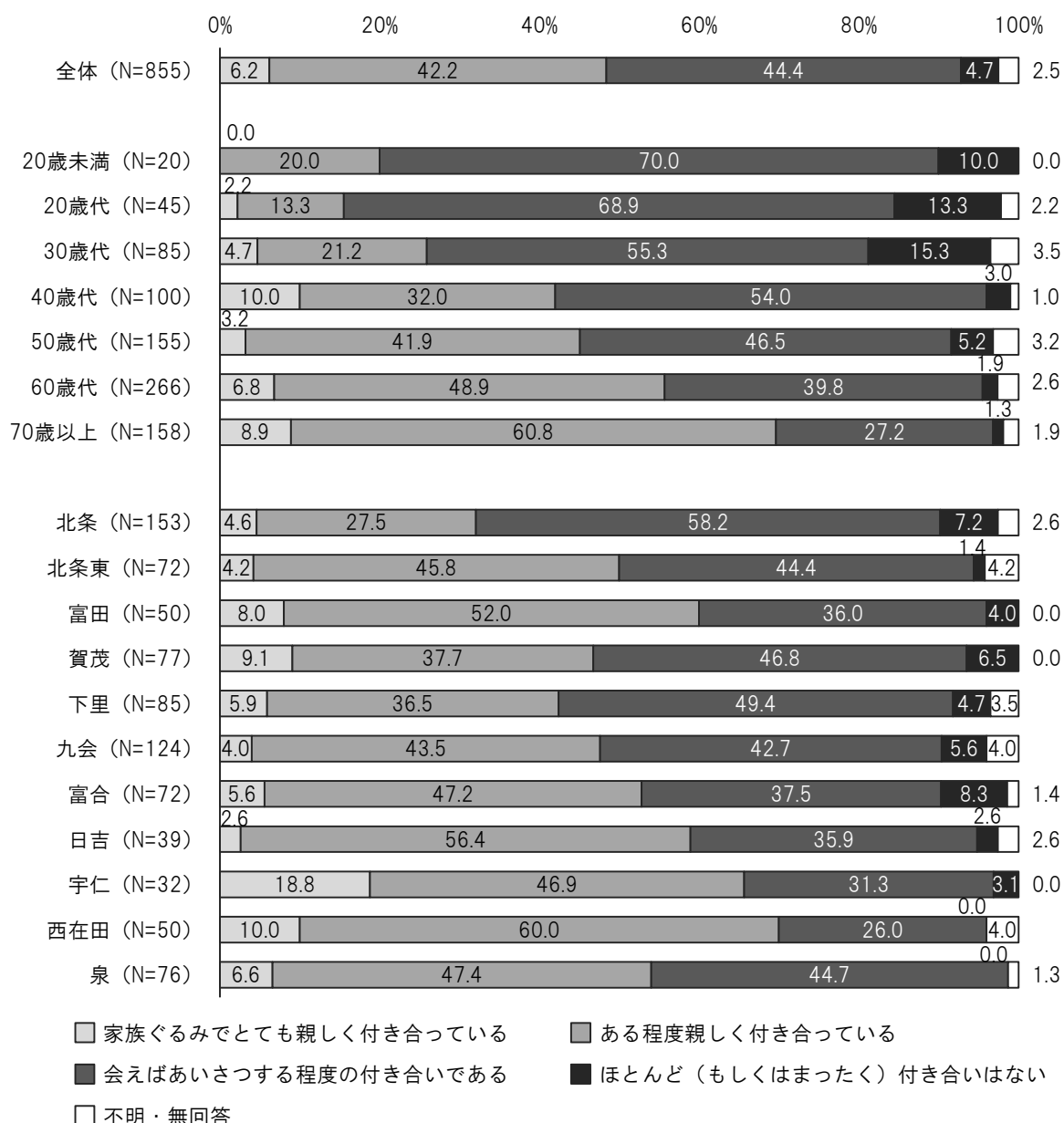
(2) 隣近所とのかかわりについて

▼普段の近所付き合いの程度

近所付き合いの程度については、全体では「会えばあいさつする程度の付き合いである」が44.4%で最も高くなっています。

年齢別でみると、若年層ほど「会えばあいさつする程度の付き合いである」が高くなっています。

また、小学校区別でみると、【宇仁】や【西在田】において『親しく付き合っている』（「家族ぐるみでとても親しく付き合っている」と「ある程度親しく付き合っている」の合算）が高くなっています。

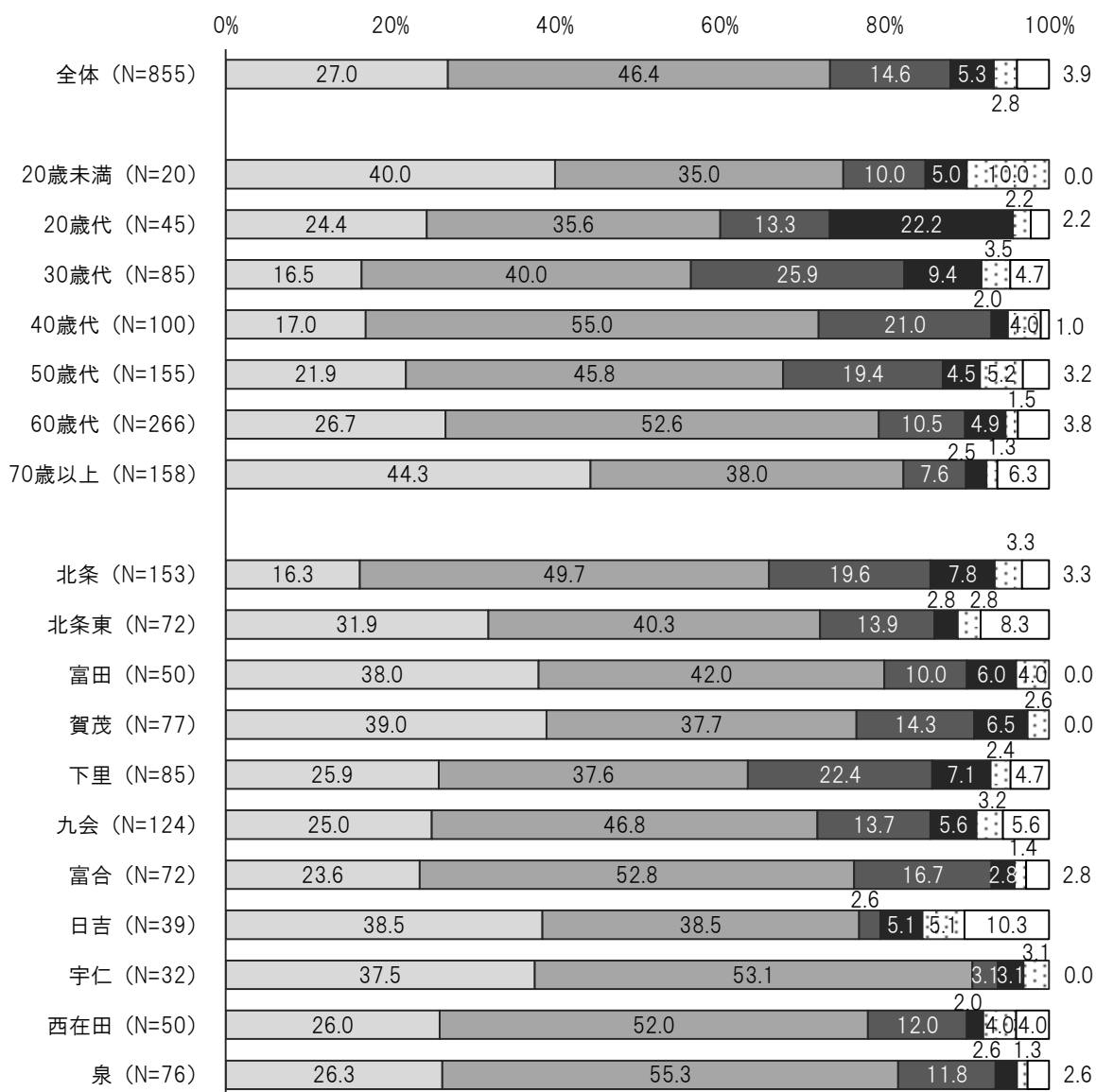


▼近所付き合いに対する考え方

近所付き合いに対する考え方については、全体では「わずらわしく感じることもあるが、日常生活の中で助けられることが多いので必要である」が46.4%で最も高くなっています。

年齢別でみると、20歳代において「なくても困らないので、したくない」、30～50歳代において「わずらわしく感じる人が多いので、あまりしたくない」が高くなっています。

また、小学校区別でみると、【富田】や【賀茂】、【日吉】や【宇仁】において「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」が高くなっています。

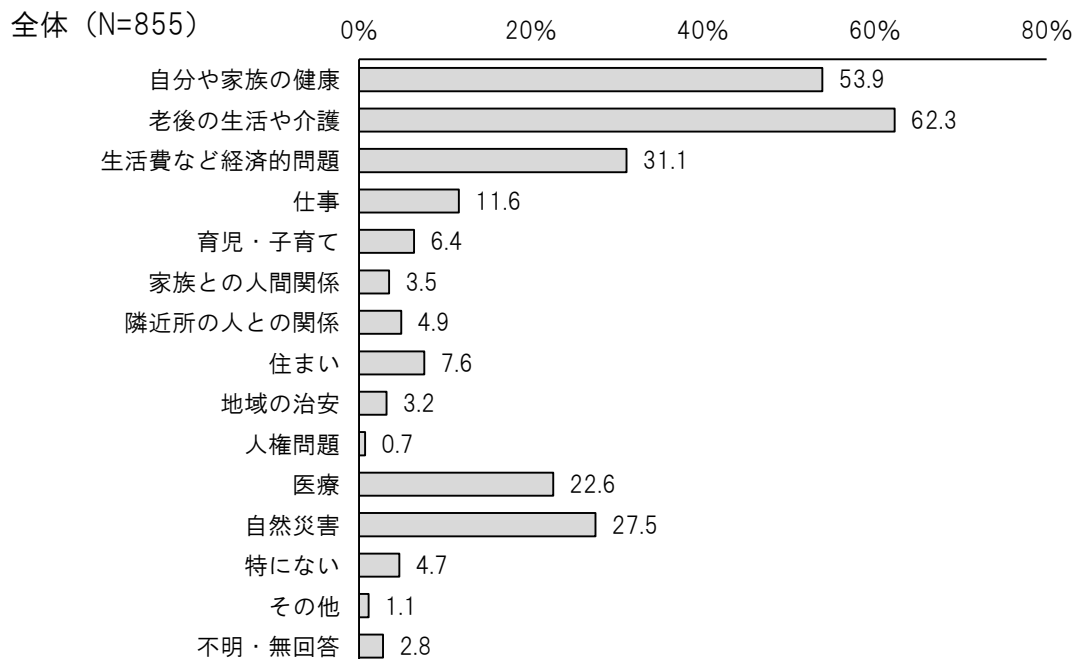


- ☐ 親しく相談したり助け合ったりするのは当然である
- ☐ わずらわしく感じることもあるが、日常生活の中で助けられることが多いので必要である
- ☐ わずらわしく感じる人が多いので、あまりしたくない
- ☐ なくても困らないので、したくない
- ☐ その他
- ☐ 不明・無回答

(3) 地域の中での暮らしについて

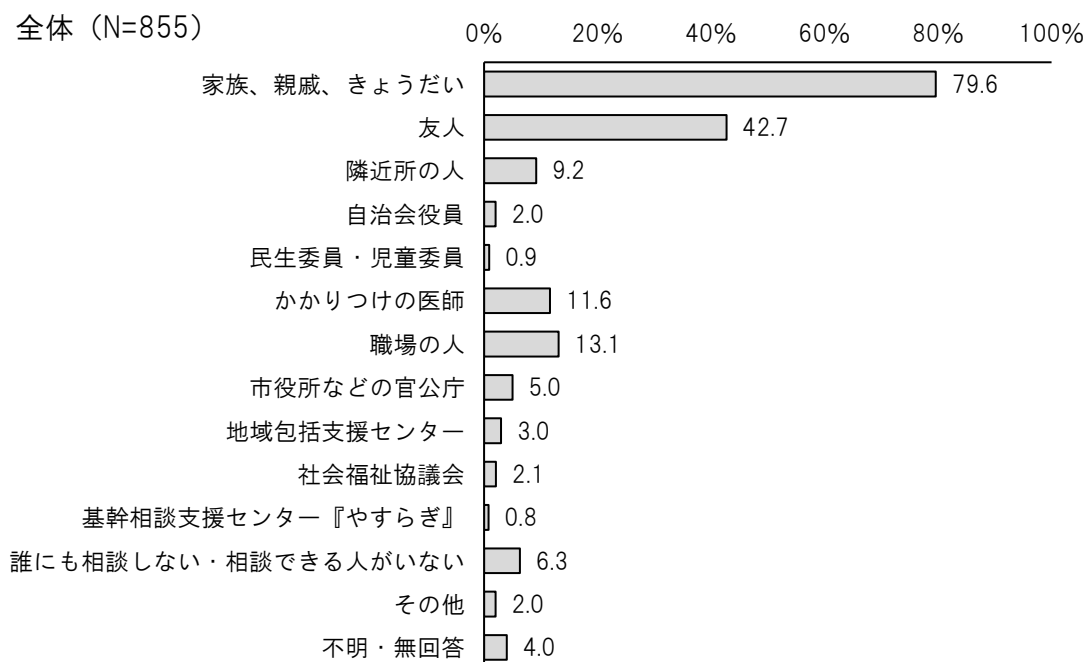
▼普段の生活のなかで不安に思っていること

普段の生活のなかで不安に思っていることについては、「老後の生活や介護」が62.3%で最も高く、次いで「自分や家族の健康」が53.9%、「生活費など経済的問題」が31.1%となっています。



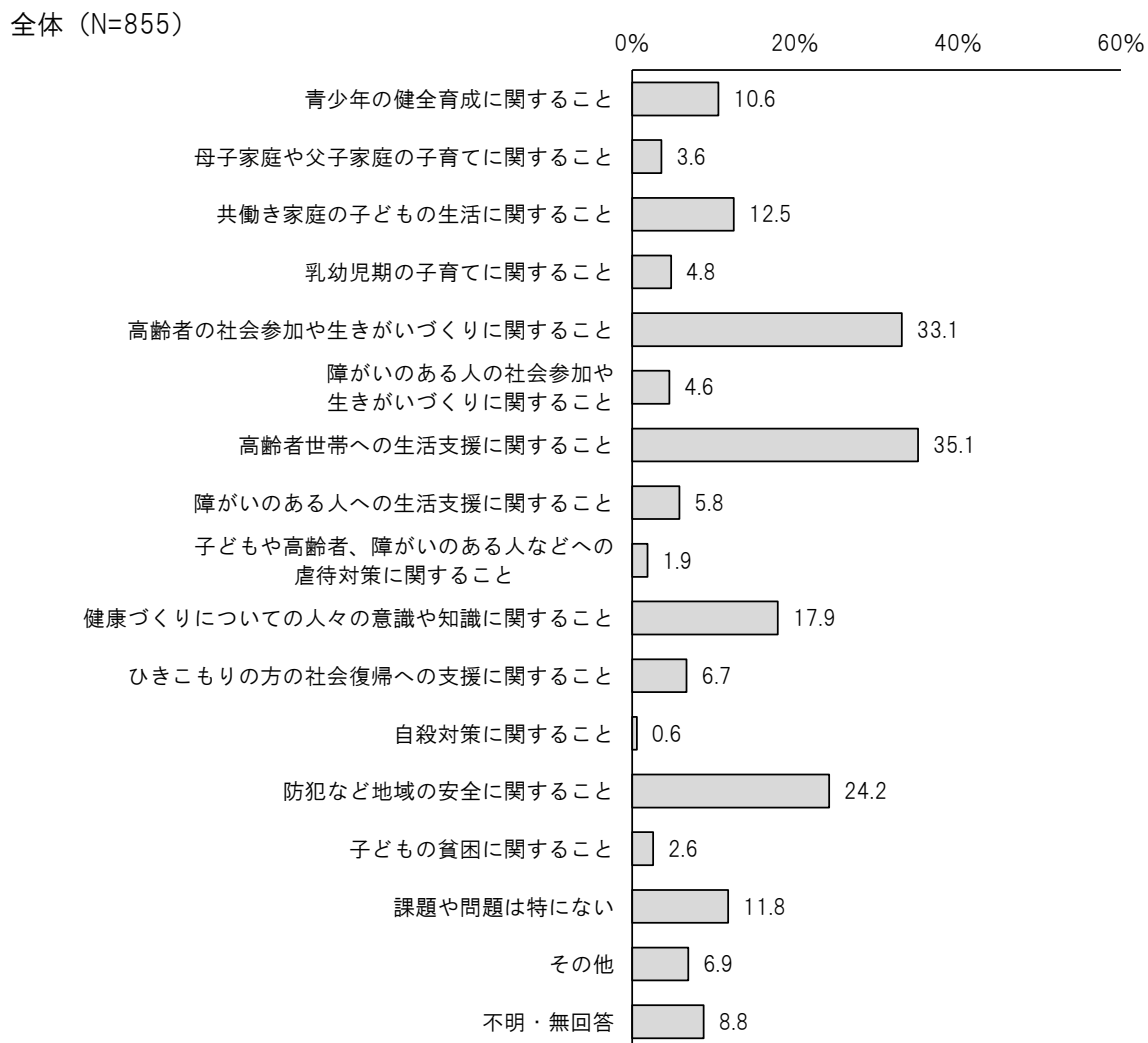
▼不安や悩みの相談先

不安や悩みの相談先については、「家族、親戚、きょうだい」が79.6%で最も高く、次いで「友人」が42.7%、「職場の人」が13.1%となっています。



▼地域の課題や問題

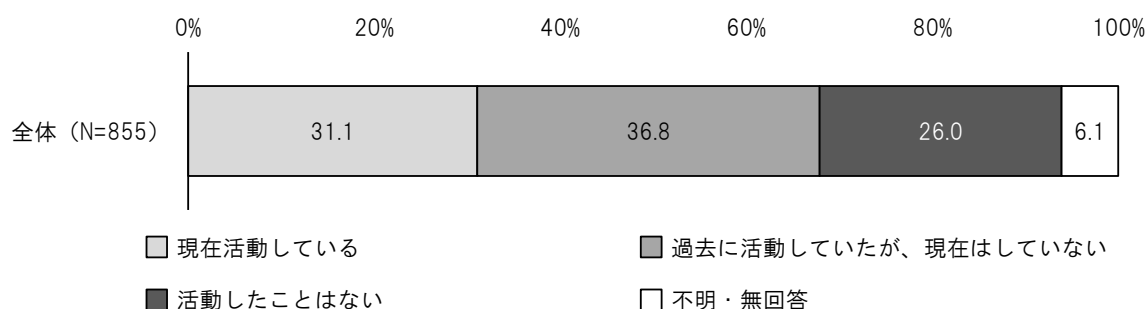
居住地域における課題や問題については、「高齢者世帯への生活支援に関すること」が 35.1%で最も高く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいがづくりに関すること」が 33.1%、「防犯など地域の安全に関すること」が 24.2%となっています。



（４）地域活動・ボランティア活動について

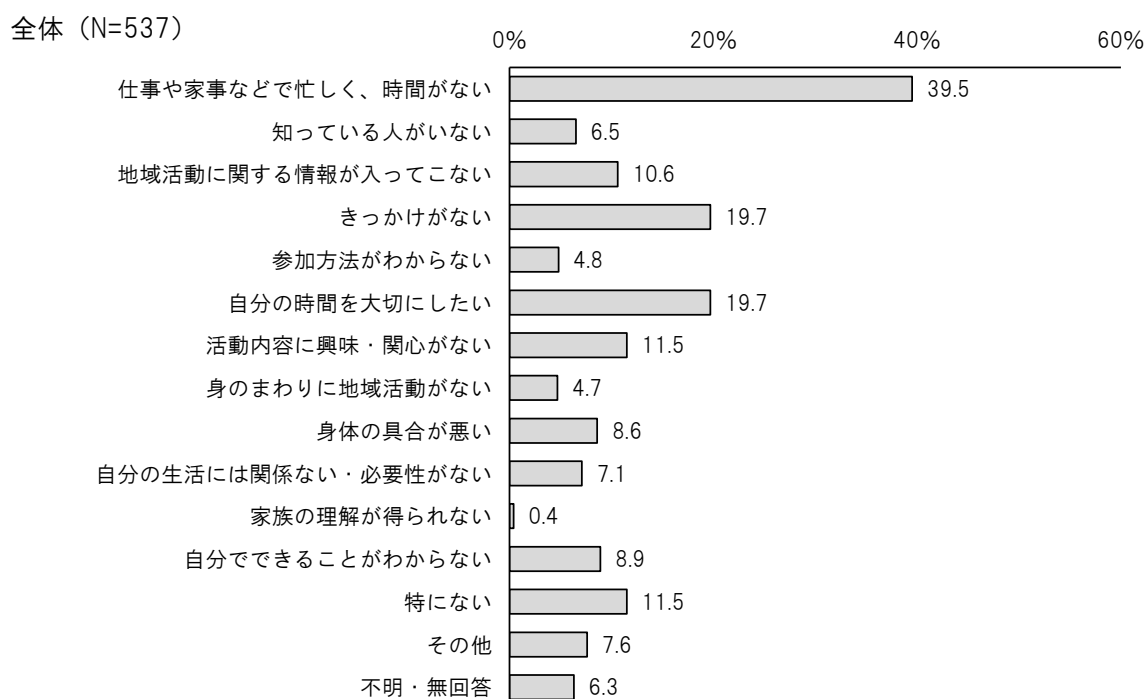
▼自治会やPTA 活動など地域活動の経験の有無

自治会やPTA 活動など地域活動の経験の有無については、「過去に活動していたが、現在はしていない」が 36.8%で最も高く、次いで「現在活動している」が 31.1%、「活動したことはない」が 26.0%となっています。



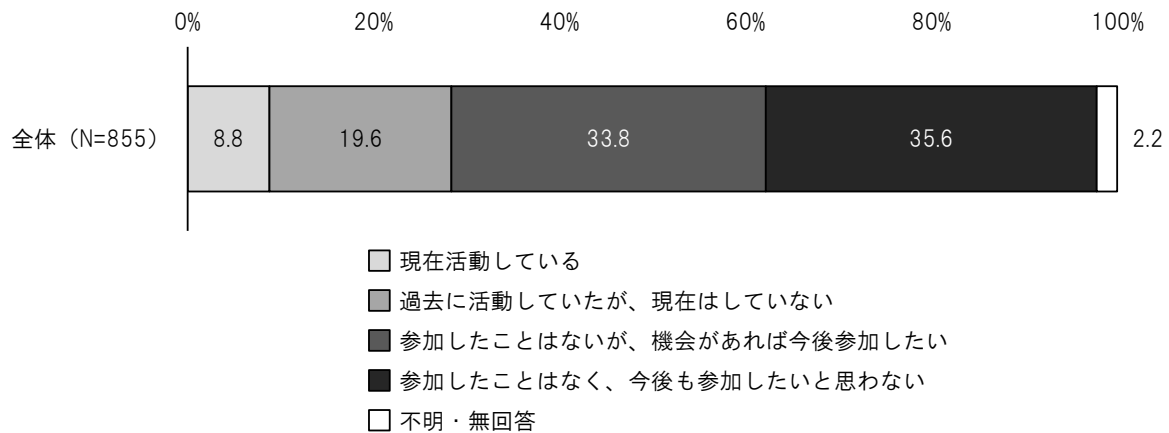
▼地域活動をしていない理由

地域活動をしていない理由については、「仕事や家事などで忙しく、時間がない」が 39.5%で最も高く、次いで「きっかけがない」「自分の時間を大切にしたい」がそれぞれ 19.7%、「活動内容に興味・関心がない」が 11.5%となっています。



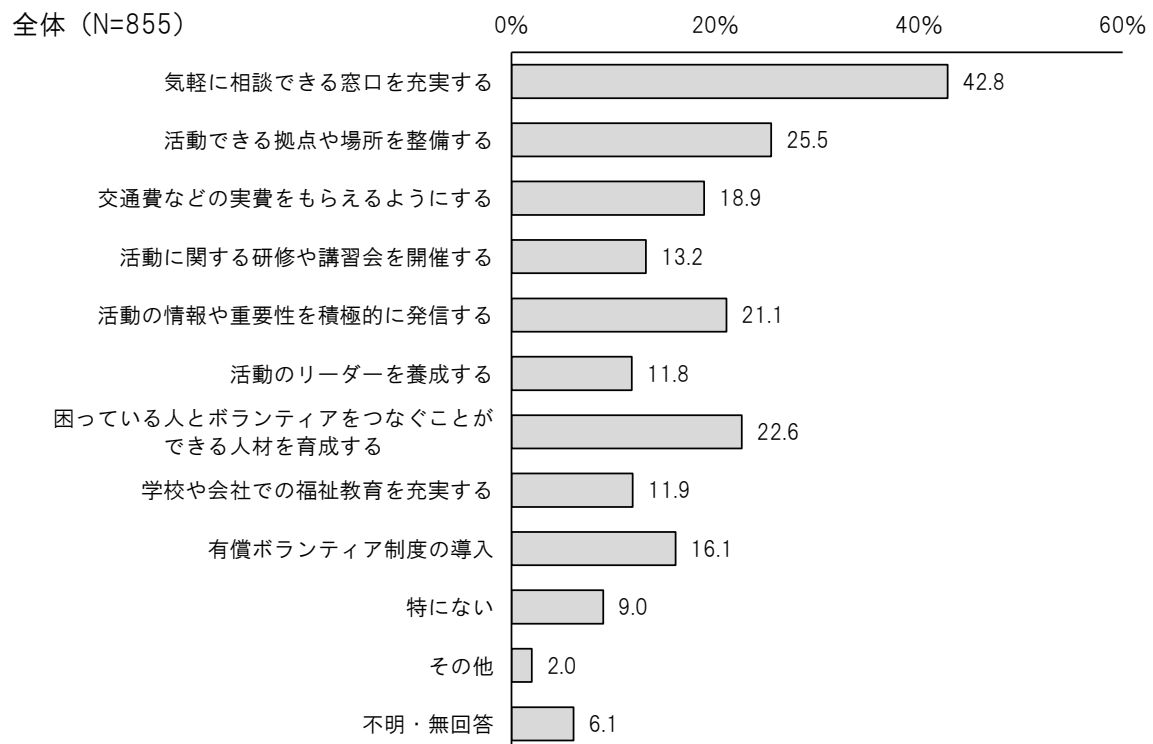
▼ボランティア活動の経験の有無

ボランティア活動の経験の有無については、「参加したことはなく、今後も参加したいと思わない」が 35.6%で最も高く、次いで「参加したことはないが、機会があれば今後参加したい」が 33.8%、「過去に活動していたが、現在はしていない」が 19.6%となっています。



▼ボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと

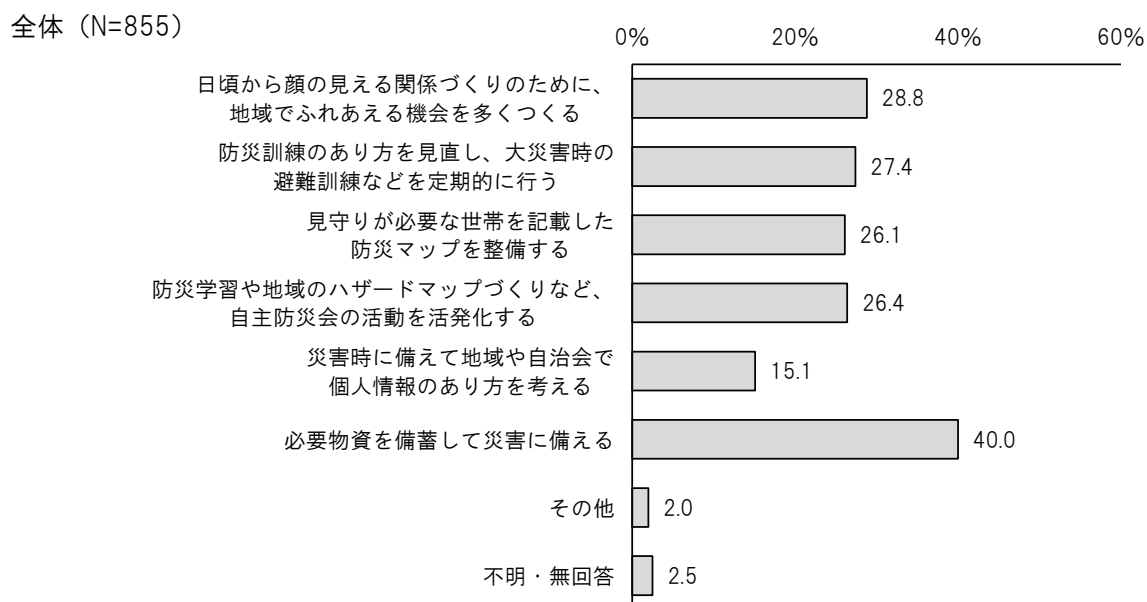
ボランティア活動の輪を広げていくために必要なことについては、「気軽に相談できる窓口を充実する」が 42.8%で最も高く、次いで「活動できる拠点や場所を整備する」が 25.5%、「困っている人とボランティアをつなぐことができる人材を育成する」が 22.6%となっています。



(5) 災害対策について

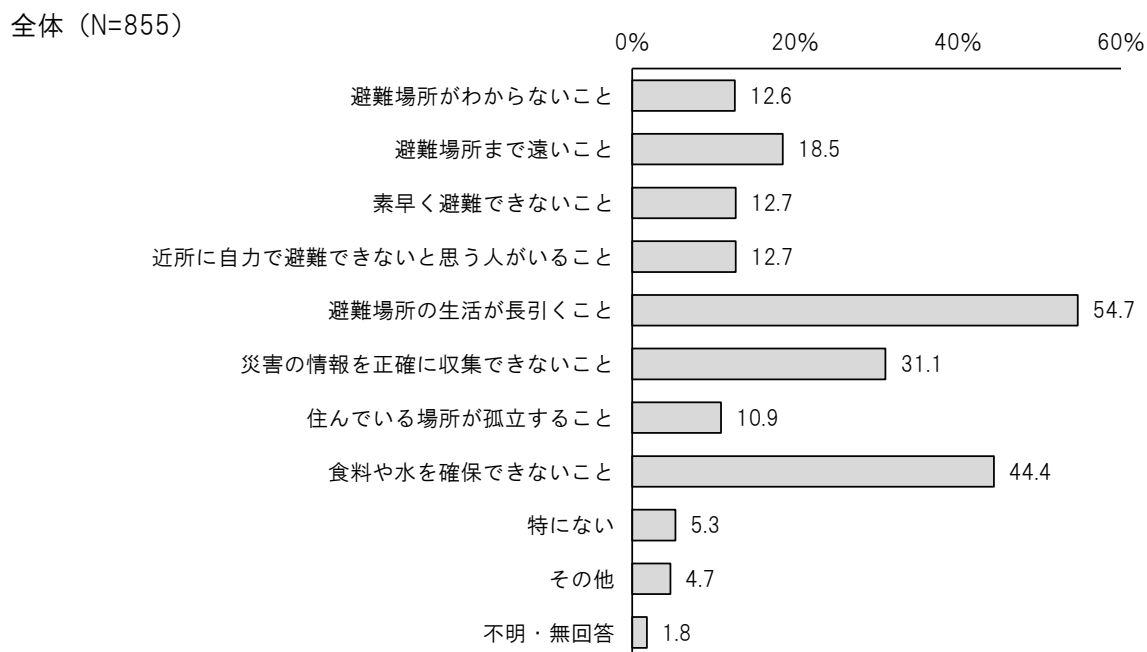
▼災害に備えて地域でできること

災害に備えて地域でできることについては、「必要物資を備蓄して災害に備える」が 40.0%で最も高く、次いで「日頃から顔の見える関係づくりのために、地域でふれあえる機会を多くつくる」が 28.8%、「防災訓練のあり方を見直し、大災害時の避難訓練などを定期的に行う」が 27.4%となっています。



▼災害発生時における不安

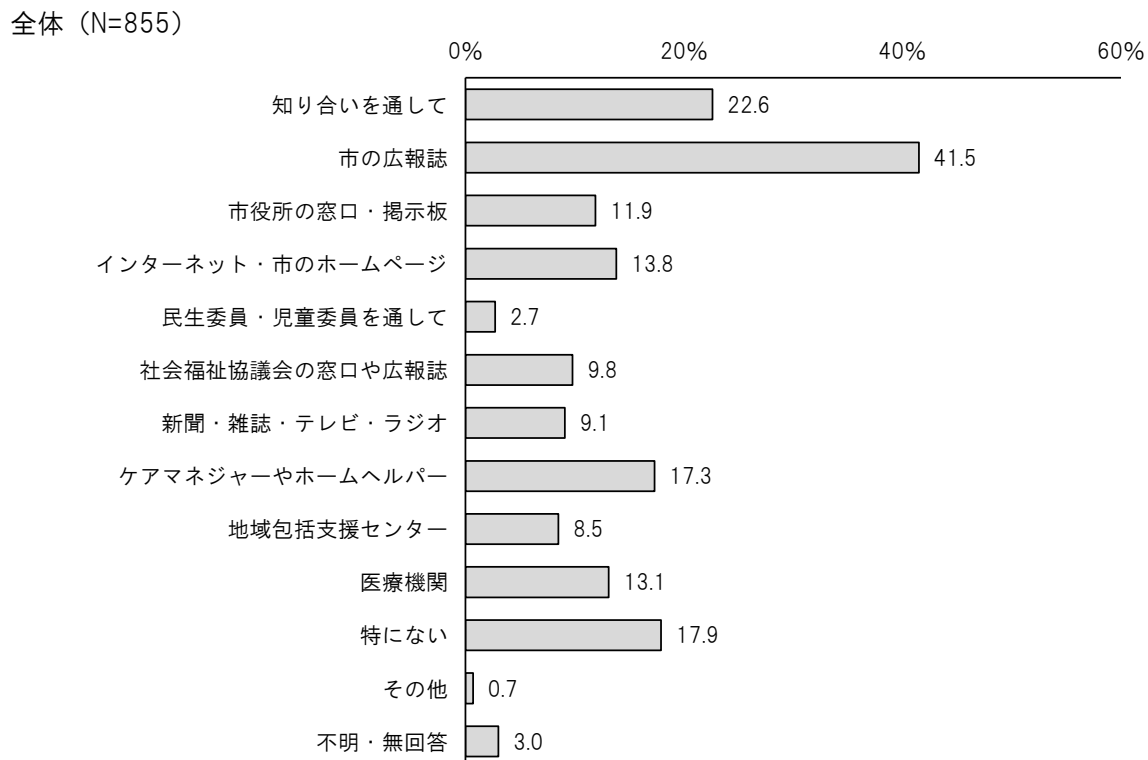
災害発生時における不安については、「避難場所の生活が長引くこと」が 54.7%で最も高く、次いで「食料や水を確保できないこと」が 44.4%、「災害の情報を正確に収集できないこと」が 31.1%となっています。



（６）福祉サービスに関する情報の入手について

▼福祉サービスに関する情報の入手先

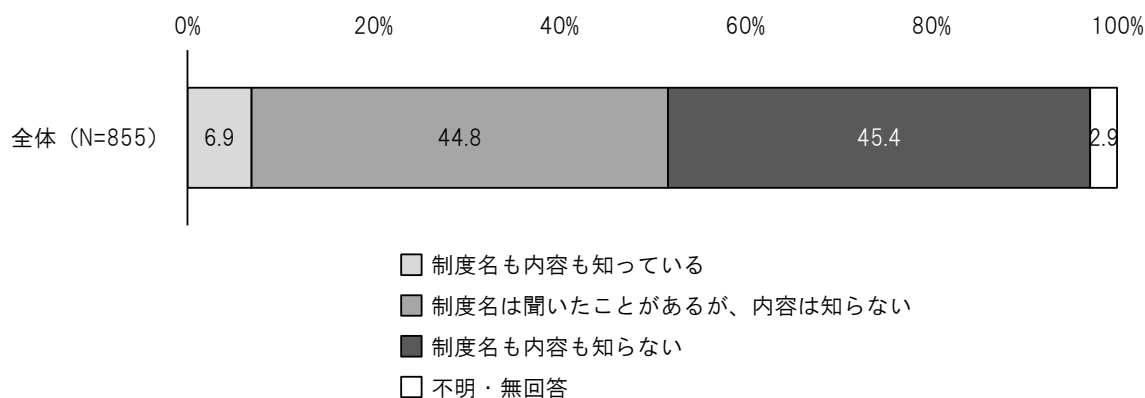
福祉サービスに関する情報の入手先については、「市の広報誌」が 41.5%で最も高く、次いで「知り合いを通して」が 22.6%、「ケアマネジャーやホームヘルパー」が 17.3%となっています。



（7）生活困窮者への支援について

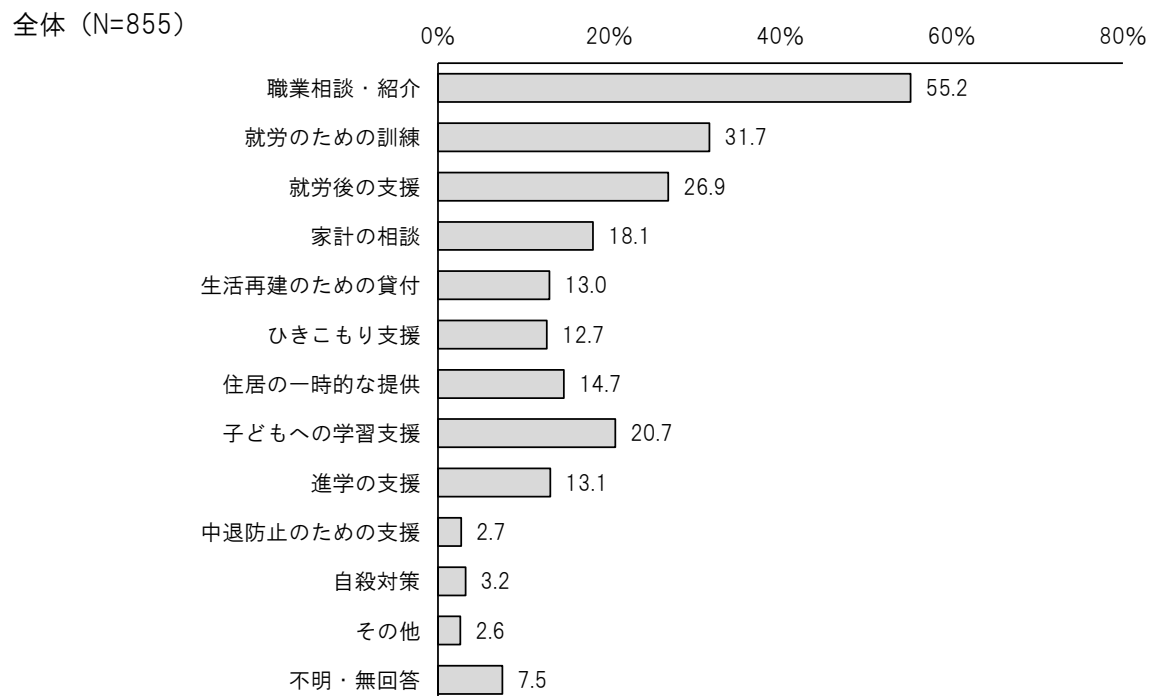
▼生活困窮者自立支援制度の認知度

生活困窮者自立支援制度の認知度については、「制度名も内容も知らない」が 45.4%で最も高く、次いで「制度名は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 44.8%、「制度名も内容も知っている」が 6.9%となっています。



▼生活困窮者支援として必要な取り組み

生活困窮者支援として必要な取り組みについては、「職業相談・紹介」が 55.2%で最も高く、次いで「就労のための訓練」が 31.7%、「就労後の支援」が 26.9%となっています。

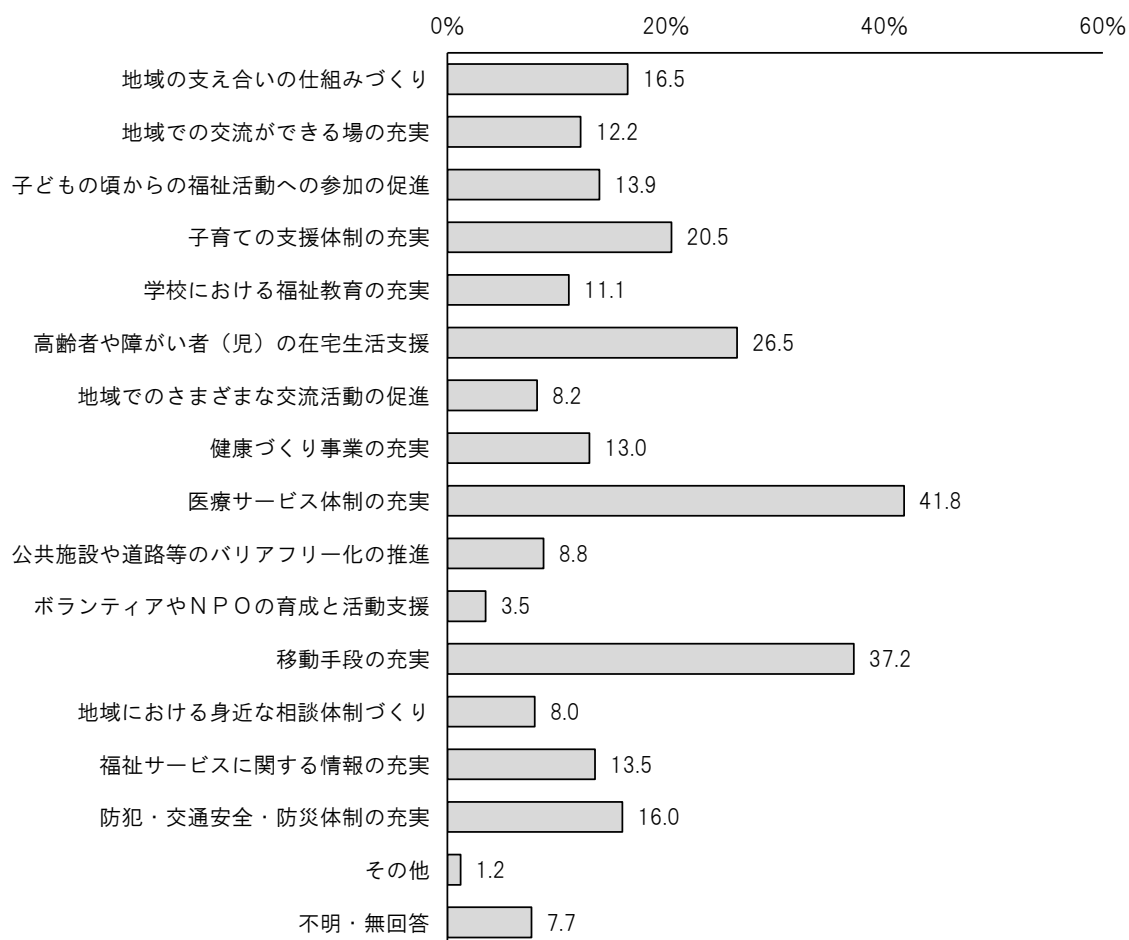


(8) 地域福祉の方向性について

▼地域福祉を進めるために市が優先して取り組むべき施策

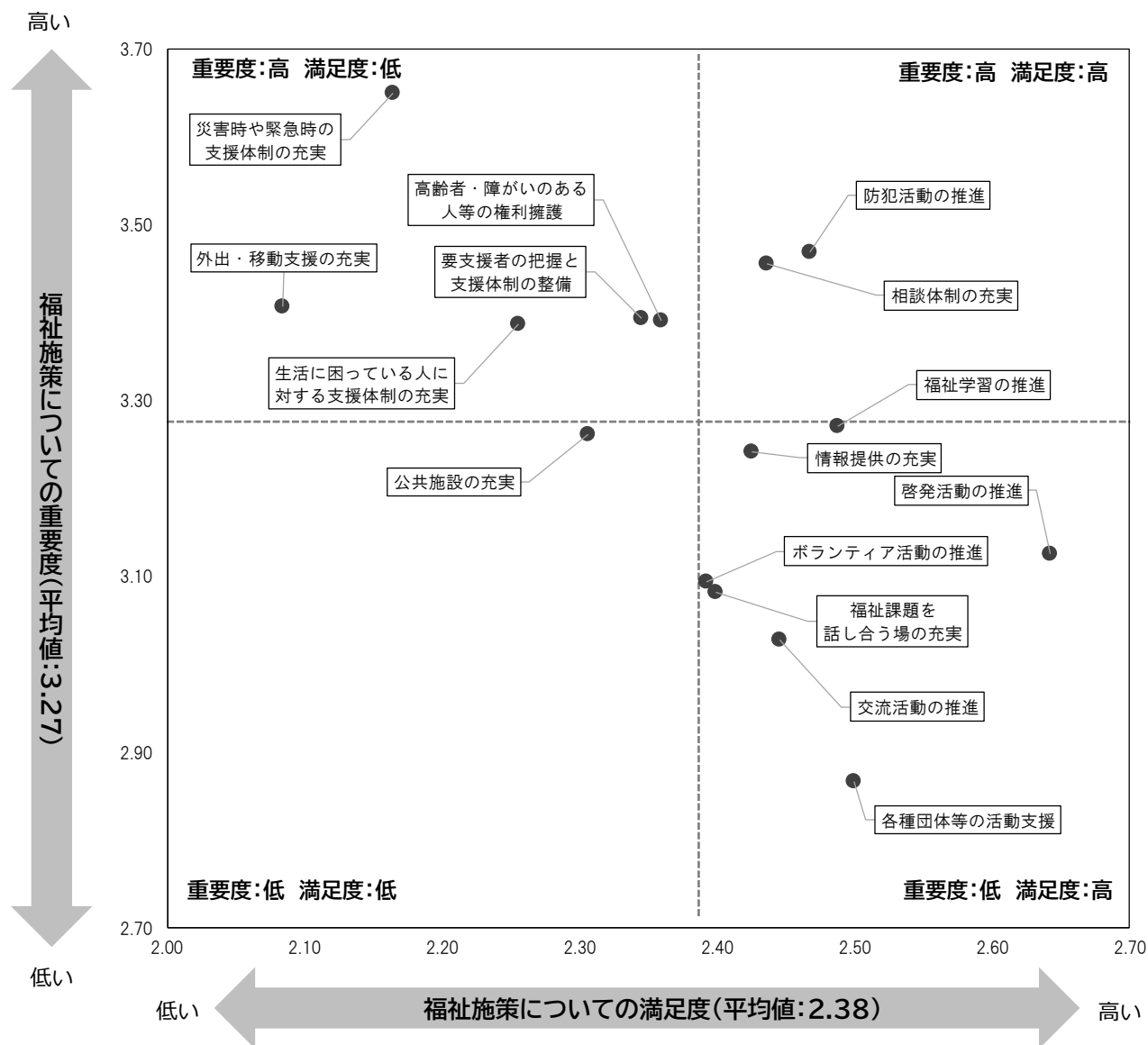
地域福祉を進めるために市が優先して取り組むべき施策については、「医療サービス体制の充実」が 41.8%で最も高く、次いで「移動手段の充実」が 37.2%、「高齢者や障がい者(児)の在宅生活支援」が 26.5%となっています。

全体 (N=855)



▼福祉施策についての重要度と満足度

市民アンケート調査より、福祉施策の重要度と満足度についてみると、重要度が高い一方で満足度が低い施策として「災害時や緊急時の支援体制の充実」や「外出・移動支援の充実」などが挙げられており、優先的な対応が求められています。



《グラフの見方について》

上掲のグラフは、福祉施策についての満足度と重要度を回答に応じて得点化し、その平均を求めて算出した値（加重平均）より作成しています。各項目がグラフ上方にあるほど重要性が高く、また、グラフ右方にあるほど満足度が高くなっています。

「重要度が高く、満足度も高い（グラフ右上部分）」場合はさらなる拡充、「重要度が高く、満足度は低い（グラフ左上部分）」は優先的な対応、「重要度が低く、満足度は高い（グラフ右下部分）」は現状維持、「重要度が低く、満足度も低い（グラフ左下部分）」は事業見直しまたは周知啓発の強化の必要性がうかがえます。

4 社会福祉協議会・ふるさと創造会議対象調査の結果

(1) 活動の中で、地域での支え合いや助け合いに貢献できていることや活動の成果

- 地域の神事・祭典・行事を通じた子どもから高齢者までの幅広い年齢層の交流
- 隣保内での声かけ
- サロン活動や配食サービス事業を通じた地域の高齢者の見守り・声かけの実施
- 地域の気になる人の把握、見守り・声かけの推進
- イベントや研修会の実施による幅広い年齢の住民同士の助け合いの促進
- 有償ボランティアによるちょっとした困りごと(掃除・ゴミ出し・話し相手・調理など)の解決
- 三世代間のふれあい
- 移住者やリターンして来た若年層との交流の促進
- 健康づくり事業の実施
- 親子や子ども間のある関係を深めるイベントの実施
- 高齢者が参加できるイベントの開催
- 歴史、(戦争)遺産の紹介と活用の推進
- 地域住民の散策場の整備

(2) 活動の中で感じられる課題や問題点

★団体としての課題・問題点

- 事業のマンネリ化
- 後継者不足
- ボランティアの高齢化・不足
- 参加者の固定化・高齢化
- 住民の減少、少子高齢化
- 団体の拠点となる事務所の不足
- 協議会の役員・スタッフの固定化
- 部会活動の衰退
- 活動拠点の建物の老朽化、設備の不足
- 福祉委員活動の地域落差
- 新しい取り組みに向けた予算の不足
- 役員研修の内容・成果の一般町民への浸透が不十分
- 協議員・団体代表の交代後の落差への懸念

★地域の課題・問題点

- 人口減少・少子高齢化による地域の活力不足
- 地域の人間関係の希薄化
- 単身世帯の増加
- 空き家の増加
- 後継者不足による農業離れと耕作放棄地の増加
- 若い世代の町活動への参加減少
- 少子化による三世代交流の衰退
- 子ども人口の二極化による地域活動への意欲の地域落差
- 公共交通の整備が不十分

(3) 今後の活動で取り組んでいきたいこと

- 高齢化、少子化を含めた基本計画の見直し
- 問題意識や課題を共有化し、事業を進める
- 活動の反省や見直しを行い、参加者の増加を目指す
- 事前の広報活動の拡大
- 魅力ある活動へ向けた研修内容の工夫
- 校区ばかりでなく、町レベルへの活動拡大
- 地域住民の意見、困り事をあぶりだす議論
- 住みよい地域づくりへの意識啓発
- 様々な団体や年齢層に参加してもらえるような組織や雰囲気づくり
- 住民目線での取り組み
- 一過性に終わらない事業と組織へ向けた議論

(4) 計画が住民に周知され、地域での支え合いが積極的に行われるために必要な取り組み

★地域の団体や関係機関ができること

- 各団体間の連携・協力
- 各団体や機関の活動の活性化・強化
- 専門職を含め、各会議や研修ごとに住民への啓発を行う
- 地域の課題を住民に広報する
- 地域ごとの目標設定
- 組織の存在、活動状況、事業計画を住民へ周知するための継続的な広報活動
- 組織の町単位から地区単位への拡大

★住民ができること

- 若者が参加できる魅力ある研修会を実施し、参加してもらう
- 地域の問題を自分のこととして受け止める
- 町内で話し合う機会を持ち、協力して解決に向けて行動する
- 事業やイベントに積極的に参加する
- 各個人と地域との関わりの重要性に気づく
- 防災、福祉、生活の安全等は地元団体を通じて享受できることを広報し、理解する
- 区長が中心となり自活体のコミュニケーションを図る

★行政がすべきこと

- 各団体がつながるきっかけづくり
- 住民目線で地域住民の現状・実態を知る
- 地域の課題解決に向けての助言指導など地域役員との連携
- 住民に対しての啓発活動の推進
- 地域でできないことを事業展開する
- 人口減少、少子高齢化、核家族化の抑制
- 各団体への活動費の増額
- 市内・地域内の公共交通手段の確保と充実
- 自分のこととして感じてもらうよう若者が集まる場での啓発
- 地域の課題解決へ向けて自分でもできることを学べるイベントの実施

5 第2期計画の進捗と評価

第2期計画における取組・施策の進捗状況と今後の課題について、「基本方針」及び「基本施策」ごとに評価を行い、本計画の策定に向けた検討課題を整理しました。

基本方針1 地域福祉を担っていく人づくり

▼進捗評価

基本施策	評価対象となる取組数	進捗評価※			
		A	B	C	D
啓発・広報活動の推進	8	3	5	-	-
福祉学習の推進	3	-	3	-	-
福祉課題を話し合う場の充実	4	-	4	-	-
計	15	3	12	-	-

※進捗評価の評価基準は右記の通り。A：十分できている B：ある程度できている C：あまりできていない D：ほとんどできていない

▼取組内容と評価

- 加西市における福祉の基盤づくりとして、福祉意識の向上に向けた理解促進・啓発活動や、市内小中学校における福祉学習、市内各地域で福祉について話し合う機会づくり等に取り組んできました。
- 子育て世帯への情報提供を主眼に置いた「子育て NAVI」（現在は総合アプリ「イーナカサイ」に移行）による情報提供など、時代に合わせた情報発信方法について対応をしています。また、障がいへの理解促進を目的としたイベントにおいて、当事者による企画立案など、積極的な参加促進がみられました。
- 地域活動を担う人材の不足、地域活動参加者の固定化などがみられるため、理解啓発の継続実施や生活支援コーディネーターとの連携による地域の状況把握など、コミュニティの希薄化を防ぐ取り組みが必要となっています。

基本方針2 共に支えあい・思いやりのあるまちづくり

▼進捗評価

基本施策	評価対象となる取組数	進捗評価			
		A	B	C※	D
ボランティア活動の推進	3	-	2	1	-
交流活動の推進	2	-	2	-	-
外出・移動支援の充実	5	1	4	-	-
各種団体等の活動支援	1	1	-	-	-
公共施設の充実	1	-	1	-	-
計	12	2	9	1	-

※C 評価に該当する取り組み：「いきいきリーダーの養成」

▼取組内容と評価

- 互助の促進や地域活動の活性化を目的として、ボランティア人材の確保・育成、地域交流の促進、移動が困難な方への支援、地域活動団体の支援、活動の場としての公共施設の活用等に取り組んできました。
- 現在市内 102 町でサロン活動が開催されており、様々な居場所づくりが進められています。また、重度身体障がい者を対象としたかたつむり号の運行、タクシーチケットの交付など、外出・移動支援にも取り組んでいます。
- ボランティア活動に携わる人材の確保が大きな課題となっており、参加しやすい講座の開催など、対応策を検討する必要があります。また、サロン等の居場所については、参加者の固定化といった課題があり、こちらも参加しやすいメニューの検討などの対応が必要となっています。

基本方針 3 いきいきと暮らせるあたたかい環境づくり

▼進捗評価

基本施策	評価対象となる取組数	進捗評価			
		A	B	C※	D
情報提供の充実	8	2	6	-	-
相談体制の充実	9	3	4	2	-
計	17	5	10	2	-

※C 評価に該当する取組み：「子育てボランティアグループの活用」「高齢者を介護する家族の交流会」

▼取組内容と評価

- すべての人に福祉サービスが行き届くよう、広報やホームページをはじめとした各種媒体による情報提供や、様々な不安や課題に対応できる相談体制の充実等に取り組んできました。
- SNS の活用など、時代に応じ、多くの人に伝わりやすい情報提供の方法を検討し、情報提供に取り組んでいます。また、相談体制の充実として、職員や相談員への研修の受講促進のほか、地域包括支援センターにおける総合相談の充実に取り組んでいます。
- 情報発信については、SNS や総合相談アプリ「イーナカサイ」利用登録者を増やすことに加え、障がいのある人なども情報を入手しやすい、合理的配慮がなされた情報提供の方法についても検討が必要です。
- 複合的な課題を抱える世帯への支援が増えているなかで、支援方策の検討や他機関との連携強化が必要となっています。また、多様化・複合化した課題にも対応できる総合相談体制の強化も求められます。

基本方針 4 安全・安心に生活できる体制づくり

▼進捗評価

基本施策	評価対象となる取組数	進捗評価			
		A	B	C※	D
要支援者の把握と支援体制の整備	3	2	1	-	-
災害時や緊急時の支援体制の充実	5	-	5	-	-
防犯活動の推進	3	-	3	-	-
高齢者・障がいのある人等の権利擁護	7	2	2	3	-
生活に困っている人に対する支援体制の充実	3	1	2	-	-
計	21	5	13	3	-

※C 評価に該当する取組み：「制度紹介の広報」「成年後見制度利用支援事業」

▼取組内容と評価

- 加西市で暮らす人たちが安心して日々を過ごすことができるよう、防災・防犯対策、支援を必要とする人の権利擁護、生活困窮者の自立に向けた支援等に取り組んできました。
- 市内ほぼすべての自治会において自主防災組織が結成されており、消防署や消防団の指導のもと、防災訓練を実施しています。また、自治会や老人クラブ等への防犯や交通安全に関する講習会の実施、隣保単位での見守り活動啓発に向けた研修の開催など、治安維持の取り組みも進めています。
- 多くの自治会で自主防災組織が結成されている一方で、自主的に防災訓練を実施している自治会は限られているため、自発的に防災対策を進めていくための取り組みが必要となります。
- 生活困窮者の自立支援については、対象者の就労意欲をいかに向上させるかが課題となっています。定期的な訪問、様々な支援手法の検討など、寄り添いながらのサポートに取り組む必要があります。また、生活困窮者自立支援制度の周知を図っていくことも必要です。

6 課題のまとめ

課題1 福祉を支える担い手の確保と育成

○少子高齢化を背景とした人口減少が急速に進む昨今において、福祉に対するニーズの増大や福祉人材の不足といった問題が全国だけでなく加西市でも発生しています。地域における支えあいを担うことのできる人材の確保と育成を継続的に行うとともに、今後の福祉の重要性や地域が担う役割などについての周知啓発を充実させ、加西市における福祉の基盤づくりを進める必要があります。

○今後も継続的に福祉を支える担い手を確保できるよう、小中学校や高校での福祉教育にも注力する必要があります。

▼関連するデータ

社会潮流	○高齢化と人口減少の進行により、福祉に対するニーズが大きくなる一方で、対応できる人材の深刻な不足といった問題が全国的に発生している
統計データ	○令和元年 10 月時点での高齢化率は 32.7%で、今後も継続して上昇していく見込みとなっている
市民アンケート調査	○福祉への関心については、全体で約 8 割の方が『関心がある』と回答している一方で、若年層ほど『関心がない』の回答が多い ○関心がない理由として、「今のところ自分にはあまり関係がないから」の回答割合が高い
社会福祉協議会・ふるさと創造会議対象調査	○後継者不足 ○ボランティアの高齢化・不足 ○参加者の固定化・高齢化 ○協議会の役員・スタッフの固定化 ○部会活動の衰退 ○福祉委員活動の地域差
計画の評価検証	○ボランティア等の地域福祉を担う人材の不足や、サロン等の地域活動参加者の固定化がみられる

課題2 地域コミュニティの維持と強化

○本市では、自治会や小学校区を単位とした地域づくりを全市的に推進しており、各地区が地域の特色を活かした地域活動を展開しています。しかし、地域活動に自発的に参加しているという方は必ずしも多くないことがアンケート結果からうかがえ、その傾向は若い世代において特に顕著になっています。価値観の変化やライフスタイルの多様化が進み、個人の生活を大切にしたいという思いが強まるなかではありますが、地域のつながりの大切さを再認識していただいたうえで、それぞれの暮らしのあり方にも配慮した地域活動を展開していくことが必要となっています。

○市内事業所の就労者では、ひとり暮らし世帯が増加傾向にあります。ひとり暮らしの方は地域との接点が希薄で、孤立しやすい傾向にある一方で、自分ができることであれば地域活動に参加したいといった意向もみられます。加西インター周辺産業団地の開発などによって今後もひとり暮らし世帯の増加が予想されるなか、各世帯の状況の把握や、普段はなかなか地域とつながりを持てない方のための機会づくりなど、小地域での活動をより一層充実していくことが求められます。

▼関連するデータ

社会潮流	○進学や就職を機として、若者の都市部への流入が進行 ○東京への一極集中
統計データ	○世帯あたり人員が減少傾向、ひとり暮らし世帯が増加傾向にあり、家庭における互助機能の低下が懸念される
市民アンケート調査	○普段の近所付き合いの程度については、あいさつ程度の付き合いをしているという回答が多く、若年層において特にその傾向が顕著となっている ○小学校区別でみた場合、【富田】【宇仁】【西在田】において親密な付き合いをしているという回答が多い一方で、【北条】や【下里】においてあいさつ程度の付き合いをしているという回答が多い ○近所付き合いに対する考え方については、わずらわしく感じることもあるが必要であるという回答が多い
社会福祉協議会・ふるさと創造会議対象調査	○人口減少・少子高齢化による地域の活力不足 ○地域の人間関係の希薄化 ○単身世帯の増加 ○空き家の増加 ○若い世代の町活動への参加減少 ○少子化による三世代交流の衰退
計画の評価検証	○理解啓発の継続実施や生活支援コーディネーターとの連携による地域の状況把握など、コミュニティの希薄化を防ぐ取り組みが必要である

課題3 多様化・複雑化する課題に対応できる仕組みづくり

○要介護認定者や障害者手帳所持者など、配慮を必要とする人の増加、核家族化の進行や世帯人員の減少、地域コミュニティの希薄化など、様々な要素が並行して進行しているなかで、加西市においても家庭を中心とした複合的な問題に関する相談が増え始めています。多様化・複雑化する課題に対し、支援を必要とする人へ迅速かつきめ細やかに対応できるよう、包括的な相談支援体制の強化に取り組む必要があります。

○市としての情報発信は様々な媒体を用いながら行っていますが、依然として必要な人に必要な情報が届いていないという声もあります。情報を受けとる側の立場に立ったよりきめ細やかな発信の工夫が必要です。

▼関連するデータ

社会潮流	○複雑化する課題に対応できる、ワンストップでの総合相談体制の構築が求められている
統計データ	○令和元年 10 月時点での高齢化率は 32.7%で、今後も継続して上昇していく見込みとなっている（再掲） ○高齢者のいる世帯は増加傾向。高齢夫婦、高齢単身世帯も併せて増加している ○令和元年度時点での要支援・要介護認定者数は 2,922 人 ○令和元年度時点での障害者手帳所持者数は 2,785 人 ○令和元年度時点での生活保護受給世帯は 150 世帯、保護率は 4.28%。 ○令和元年度時点での母子世帯数は 185 世帯、父子世帯数は 15 世帯
市民アンケート調査	○普段の暮らしにおける不安については、介護や健康に関する回答が多い ○地域が抱えている課題として、高齢者の生活支援や社会参加に関する回答が多い ○福祉サービスに関する情報入手先として、市の広報誌や知り合いづて、ケアマネジャーやホームヘルパーからといった回答が多い
社会福祉協議会・ふるさと創造会議対象調査	○地域の人間関係の希薄化（再掲） ○単身世帯の増加（再掲）
計画の評価検証	○複合的な課題を抱える世帯への支援が増えているなかで、支援方策の検討や他機関との連携強化が必要となっている ○多様化・複合化した課題にも対応できる総合相談体制の強化と、地域ケア会議を通じた個別支援のためのきめ細かな取り組みが必要である

課題4 安全・安心な暮らしを保障するサポートの充実

○加西市は比較的自然災害の少ないまちではありますが、全国各地での災害発生を背景として、災害に対して不安を抱く市民が多くいることも事実です。本市ではほとんどすべての自治会で自主防災組織を設置していますが、日頃からの防災対策活動については地域において差がみられる状況です。緊急の事態にいつでも対応できるよう、自主防災組織の活動の活性化と日頃からの準備についての啓発が必要となっています。

○刑法犯や交通事故などが少なく、治安のよいまちであることも本市の特徴です。しかし、高齢化による空き家の増加や耕作地放棄などを原因とした、家屋や建造物の放置を懸念する声がみられます。空き家などの放置は倒壊による事故や不審者の不法侵入など、治安の悪化につながる恐れがあるため、危険個所の確認も含めた、地域における見守りやパトロールの強化が必要となっています。

▼関連するデータ

社会潮流	○東日本大震災以降の自然災害の発生
統計データ	○自主防災組織については、一部を除き、ほぼすべての自治会・町内会において組織されている
市民アンケート調査	○普段の暮らしにおける不安や地域が抱える課題として、防災や防犯の回答が多くなっている ○災害に備えて地域でできることとして、物資の備蓄や地域での関係性づくりの回答が多くなっている ○災害時における不安については、避難場所での生活や食料等の確保の回答が多くなっている ○今後の地域福祉のあり方として、移動手段の充実を求める声が多い ○福祉施策の重要度と満足度をみると、「災害時や緊急時の支援体制の充実」や「外出・移動支援の充実」において重要度が高く、満足度が低い状況
社会福祉協議会・ふるさと創造会議対象調査	○地域の人間関係の希薄化（再掲） ○空き家の増加（再掲） ○後継者不足による農業離れと耕作放棄地の増加
計画の評価検証	○多くの自治会で自主防災組織が結成されている一方で、自主的に防災訓練を実施している自治会は限られているため、自発的に防災対策を進めていくための取り組みが必要である

課題5 誰ひとりとして取り残さない支援の推進

○本市では、要介護認定者や障害者手帳所持者など、配慮を必要とする人が増加傾向にあります。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などを理由として、子育てにおいて手助けを得られない状態に陥っている方の存在も想定され、子どもへの虐待を引き起こす危険性も考えられます。このようななか、子どもや高齢者、障がいのある方など、判断能力に不安のある方が地域において自立した生活を営むことができるよう、成年後見や虐待防止など、権利擁護を推進する体制を充実させる必要があります。

○本市では、技能実習を目的とした外国人の転入が近年増加傾向にあります。地域における活躍が期待される一方で、円滑なコミュニケーションが難しいために、地域で孤立してしまうことや経済困窮に陥ってしまうことなど、様々な問題が想定されるため、地域における多文化共生の居場所づくりを進めていくことが求められます。

▼関連するデータ

社会潮流	○子どもの健全な発達と将来の保障のために、子どもの貧困対策に取り組むことが自治体に求められている ○罪を犯し、更生して社会に復帰した人が、再犯に至らざるを得なくなる状況を防ぐ取り組みが求められている ○自治体における「自殺対策計画」の策定が義務化となった ○「障害者差別解消法」に基づき、合理的配慮の提供が義務化となった
統計データ	○令和元年度時点での母子世帯数は185世帯、父子世帯数は15世帯（再掲） ○母子世帯の割合は平成26年度より減少傾向。近隣市と比較すると加西市の母子世帯割合は最も低い ○近年は外国人人口と世帯数が増加傾向にあり、令和元年度時点で1,340人
市民アンケート調査	○生活困窮者自立支援制度の認知度については、9割の方が制度の内容を知らないと回答している ○生活困窮者支援として必要な取り組みについては、職業相談や就労のための訓練といった回答が多い
計画の評価検証	○生活困窮者の自立支援については、対象者の就労意欲をいかに向上させるかが課題であり、定期的な訪問、様々な支援手法の検討など、寄り添いながらのサポートに取り組むことが必要である ○地域住民の世代ごとの施策の周知を拡充していくとともに、個別支援のための関係機関連携や地域ケア会議の充実を図る必要がある

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2期計画においては、基本理念を「みんなで創ろう、安心して、輝いて暮らせるあたたかい地域づくり」とし、お互いをサポートし合っていく関係づくりを進め、誰もが安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを進めてきました。

特に、ふるさと創造会議に代表される小学校区単位でのつながりを活かした小地域活動の活性化や、「加西市歩くまちづくり条例」といった全市的な健康意識の高揚など、「地域のつながり」「健康」といった、普段の暮らしを支える取り組みについて大きな進展がありました。

一方で、少子高齢化を背景とした地域コミュニティの希薄化に始まり、福祉に携わる人材の不足、個人や家庭が抱える課題の多様化・複雑化、自然災害への不安など、様々な課題に直面しています。また、この5年間で社会動向も大きく変化しており、特に近年は「8050 問題」に代表されるような世帯単位での支援が必要なケースや、自殺対策のように、地域・行政の連携した包括的な支援が求められるケースなど、福祉による対応が必要な場面がますます拡大されている状況です。また、高齢者人口がピークを迎えることによって福祉ニーズが増大し、現役世代の負担が大きくなる「2040 年問題」も懸念されているなかで、長期的な視点に立ち、持続可能なまちづくりに取り組むことも重要となっています。

上記の状況より、本計画では、これまでの取り組みの成果を踏まえつつ、近年の社会動向に対応できる地域福祉を推進していきます。そして、個性豊かで活力に満ちた、安全で安心な地域社会の実現に向けた全市的な方針である「加西市協創のまちづくり条例」で示された理念も踏まえながら、加西市の地域福祉の新しいステージを示すキャッチフレーズとして、以下の基本理念を新たに掲げます。

基本理念

**みんなの暮らしをみんなで支える
共生と協創のまち かさい**

～あたたかな暮らしを未来につなげるまちづくり～

《基本理念の解説》

近年の福祉を象徴する「共生」の概念に、市内外問わず、加西市に関わるすべての人を巻き込んでまちづくりを進めていく「協創」の概念を加え、今まで以上に広い範囲が一丸となって地域福祉を進めていくという思いから、『みんなの暮らしをみんなで支える』という表現を使用しています。

また、副題の『あたたかな暮らしを未来につなげるまちづくり』については、加西市の地域福祉の中核である「あたたかシステム」を継承・発展させ、次の世代も暮らしやすい加西市にしていこうという思いを込めています。

2 基本方針

基本理念を実現するための施策の柱として、以下の5つの基本方針を掲げ、本計画を推進していきます。

基本 方針1

くらしの幸せを支える人を育む

加西の空を舞う気球のように、色とりどりの一人ひとりの暮らしを支えることのできる福祉を継続するために、周知啓発を通じた福祉意識の醸成を図るとともに、福祉に携わる人材の確保と育成に取り組みます。

《主な取り組み：福祉教育の推進、専門的支援に携わる人材の確保と育成 等》（45～47 ページ）

基本 方針2

人と人のあたたかいつながりを保つ

地域福祉の中核である「あったかシステム」の充実と推進のために、住民主体の地域活動や交流の活性化を促し、支え合いの地域づくりを進めていきます。また、社会福祉協議会との連携を通じて、地域目線の支援体制づくりを進めます。

《主な取り組み：「あったかシステム」の活用、生活支援サポートセンター機能の充実 等》（48～50 ページ）

基本 方針3

みんなを支える相談・情報提供体制を強化する

家族など同居者の高齢化が進行する加西市において、今後懸念される複合的な福祉課題に対応できるよう、あらゆる分野の相談を受け止めることのできる相談体制を強化するとともに、誰もが入手しやすい情報提供に努めます。

《主な取り組み：総合的な相談体制の構築、各種相談機関の充実 等》（51～53 ページ）

基本 方針4

市民の安心と安全を守る仕組みを充実させる

安全で安心な加西市の生活環境を今後も維持していくため、地域における自主的な防災活動や防犯活動を促していくとともに、福祉サービスを適切に利用できる仕組みの充実、外出しやすい環境づくりを進めていきます。

《主な取り組み：自主防災体制の強化、外出支援サービスの充実 等》（54～59 ページ）

基本 方針5

誰ひとりとして取り残さない支援

平和を祈るまちである加西市において、すべての人が公平に社会で暮らすことができるよう、高齢者や障がい者を含む生活困窮者自立支援や再犯防止対策等のほか、多様な価値観を受け入れることのできる地域づくりにも取り組みます。

《主な取り組み：子どもの貧困対策、社会的孤立の防止、多文化共生の地域づくり 等》（60～65 ページ）

3 協創のまちづくりについて

本市ではこれまで、平成 25 年に制定した「加西市ふるさと創造条例」に基づき、地域住民の主体的な参画と協働によるまちづくりを推進してきました。地域においても、地域主体のまちづくりを行う「ふるさと創造会議」が市内全 10 地区で立ち上がり、それぞれの地区で地域特性を活かした多様な取り組みが進められています。

しかし、少子高齢化を背景として地域課題の多様化・複雑化が進む一方で、地域活動を担う人材の不足の問題もあり、地域コミュニティはその存続において危機的状況に追い込まれています。

そこで本市では、上記の問題を、市内外問わず加西市に関わるすべての方々の参画によって解決するべく、令和元年度に「加西市協創のまちづくり条例」を制定しました。

「加西市協創のまちづくり条例」では、多彩な経験や知識を地域に呼び込み、協働の輪を拡げていくことを目的に、これまでの「参画と協働」によるまちづくりを踏襲しつつ、外部の人材やノウハウを誘引するため「情報発信」を強化し、関係市民を含めたまちづくりに関わる多くの仲間とともに、地域課題の解決や主になる人材育成、そして新たなまちの魅力の創出を図ります。

本計画においても、「加西市協創のまちづくり条例」における推進方針を踏まえ、あらゆる分野や世代によって創られる地域福祉の実現を目指すものとします。

▼「加西市協創のまちづくり条例」推進方針

住民の主体的な参画と協働

住民自らが主体的にまちづくりについて考え参画し、まちづくりに関わる多くの人や団体と役割分担のもと、楽しみややりがいを共有しながら、進めていきます。



関係市民との連携・協力

住民や事業者だけではなく、新たなまちづくりの担い手として、市外に居住し、加西市に想いを寄せる多様な価値観を有する多くの人々(関係市民)の参加や協力、連携を得ながら進めていきます。



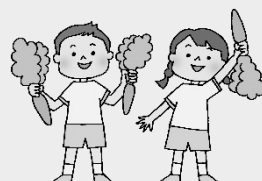
情報の発信と交流

地域の魅力向上には、関係市民を含めまちづくりに関わる多くの人々が様々な媒体を活用して、地域の魅力を情報発信していくことが重要で、このことにより、地域への関心を高め、市内外の人との交流を創出します。



新たな地域の魅力発掘・創造

関係市民をはじめ、まちに関わる者や団体同士が連携・協力し、まちづくりへの楽しさ・やりがい等を共有しながら、地域課題の解決はもとより、情報発信や交流を通じて、地域の新たな魅力の発掘・創造に取り組みます。



4 地域福祉と「持続可能な開発目標」(SDGs)

「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、2015 年(平成 27 年)に国連において採択された、すべての国がその実現に向けてめざすべき目標のことです。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17 の分野別目標が掲げられています。



これらの目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであることから、加西市では、地域福祉計画を中心とした各福祉分野において、以下の目標の実現を目指していきます。

▼福祉分野における取り組みと SDGs の対応



ひとり親家庭をはじめとした、経済的に困窮している世帯への支援の実施



食育や食生活改善指導など、適切に栄養を摂取するための支援の実施



母子の健康維持のための医療・福祉体制の整備及び公平な利用促進



教育を通じた自助意識や福祉への関心の醸成



平等な社会参画のための支援と多文化共生社会実現のための支援の実施



防災・防犯・交通安全対策を通じた安全な地域づくりの推進



差別の解消や虐待の防止などを通じた、すべての人への人権の保障

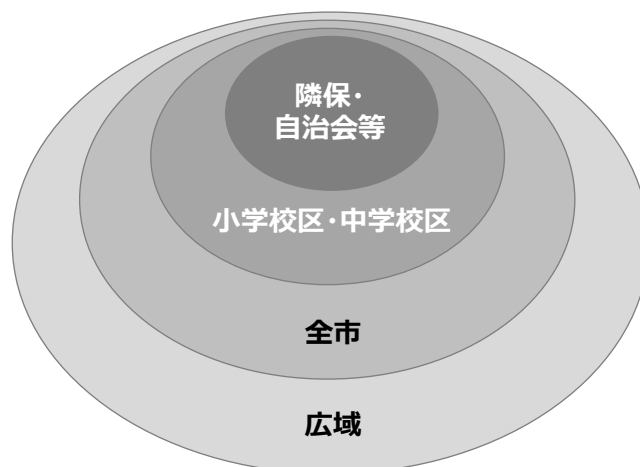


行政・地域・関係機関等の連携を通じた包括的な支援体制の構築

5 階層別の地域のあり方（福祉圏域）の整理

地域福祉の効果的な推進のためには、市全体を想定した専門性の高い総合的・広域的な福祉サービスの提供から自治会等の住民による見守り活動等といった、市全体エリアの大きな圏域から、自治会等住民に身近な圏域まで、各圏域に応じた重層的な推進体制を整備することが必要です。

本市における福祉の圏域は、以下の通りに整理されます。



重層的な圏域の構成イメージ

▼加西市における福祉圏域

普段の暮らしの中で、 自分できちんとかできること	範囲	単位と役割
地域で力を合わせれば、 解決できそうなこと	隣保	地域における最も身近な単位。近隣同士での声かけや見守りなどが期待される 《主体：隣保、あったか班 など》
	自治会	隣保の集まりによって構成される、字による単位。地域の課題を集約して問題の解決にあたることが期待される 《主体：自治会、いきいき委員会、民生委員児童委員協議会 など》
	小学校区	合併前の旧町村を単位として構成される 11 圏域。各団体と連携し、支え合い活動を進めていくことが期待される 《主体：はつらつ委員会、ふるさと創造会議、小学校 など》
公的機関による支援が、 どうしても必要なこと	中学校区	複数の小学校区が集まってできる 4 圏域。地域と行政の協働により、多様化・複雑化した課題に対応することが期待される 《主体：地域包括支援センター、中学校 など》
	全市	行政がサービスを提供できる圏域。地域レベルでの解決が難しい、専門的な課題への対応が求められる 《主体：市役所、社会福祉協議会、社会福祉法人、商工会 など》
	広域	大規模または高度に専門的なサービスを提供する圏域。市単独での実施が難しい、または効率的な事業実施のための連携が期待される 《主体：北播磨県民局、北播磨医療圏、兵庫県 など》

第4章 計画の推進

第3期加西市地域福祉計画の施策体系

基本方針1 くらしの幸せを支える人を育む

基本 施策

- 1 福祉意識の醸成
- 2 福祉学習の推進
- 3 福祉人材の確保

関連する
SDGs



基本方針2 人と人のあたたかいつながりを保つ

基本 施策

- 1 住民主体の活動の活性化
- 2 地域福祉の推進体制の確立

関連する
SDGs



基本方針3 みんなを支える相談・情報提供体制を強化する

基本 施策

- 1 相談支援体制の強化
- 2 情報発信体制の強化

関連する
SDGs



基本方針4 市民の安心と安全を守る仕組みを充実させる

基本 施策

- 1 福祉サービスの充実
- 2 災害時や緊急時の支援体制の充実
- 3 交通安全対策・防犯活動の推進
- 4 外出・移動支援の充実

関連する
SDGs



基本方針5 誰ひとりとして取り残さない支援

基本 施策

- 1 生活に悩みや課題を抱える人に対する支援
- 2 一人ひとりの権利を守るための取り組みの推進
- 3 多様な価値観を受け入れる社会づくり

関連する
SDGs



基本方針1 くらしの幸せを支える人を育む

基本 施策

- 1 福祉意識の醸成
- 2 福祉学習の推進
- 3 福祉人材の確保

関連する
SDGs



基本施策1 福祉意識の醸成

福祉に対する関心を高め、福祉活動に関わりたいという意欲を向上させるために、様々な情報媒体を活用した情報発信や福祉に関するイベントを開催します。特に、市内各地域でのイベント開催を促し、地域コミュニティの強化を図るとともに、福祉について身近に感じてもらうことのできるプログラムを企画することで、自治会や小学校区などの地域レベルでの福祉活動の活性化を図っていきます。

1-1 啓発・広報活動の充実

活動内容	取り組み	所管
広報やホームページ等を活用した福祉意識の啓発	住民一人ひとりの福祉意識の醸成に向けて、広報、ホームページ等を活用して、地域福祉の重要性や地域の福祉課題についての啓発を行います。	地域福祉課 こども未来課

1-2 地域交流の促進

活動内容	取り組み	所管
福祉イベントの開催	障がい者の地域参加や住民が福祉を身近に感じる機会として「健康福祉まつり」「みんなの福祉フェスタ」を開催し、イベントでの交流を通じて住民の福祉意識を醸成します。	福祉企画課 地域福祉課
多世代間による交流促進	子どもから高齢者まで地域で生活する様々な世代が参加し、地域で交流できるイベントの機会促進を図ります。	ふるさと創造課 地域福祉課
サロン活動の充実	各地区のサロン活動を充実し、地域コミュニティづくりを促進します。	社会福祉協議会

1-3 健康づくりの促進

活動内容	取り組み	所管
健康づくり活動の推進	日頃から健康づくり活動等に声をかけ合い、誘い合って参加する事を促していくとともに、健康（健幸）ポイント事業等、市民が広く参加できるような健康づくり活動の機会をつくれます。	健康課
栄養知識の普及	プレママ教室で妊娠期からの栄養についての知識と調理技術の普及を行うほか、高齢者を対象に地域での健康教育を実施し、低栄養予防のためのバランスの良い食事の普及を行います。	健康課

基本施策2 福祉学習の推進

幼少期から福祉に関心を持ち、福祉の大切さについて理解するとともに、支え合いのこころを育むことができるよう、学校教育において福祉について学ぶ機会を提供します。福祉学習の手段の一つである「トライやるウィーク」においては、加西市社会福祉協議会と学校教育課の連携のもと、ボランティアや体験学習を通じて福祉意識の醸成に取り組んでいます。また、生涯学習提供や健康増進とも連携して福祉を学ぶ機会を提供し、子どもだけでなくすべての世代が福祉について考える機会づくりも進めていきます。

2-1 学校教育における福祉教育の推進

活動内容	取り組み	所管
福祉体験学習の実施	子どもの頃から福祉に関心を持つことができるよう、総合的な学習の時間や地域に学ぶ「トライやるウィーク」等を活用し、福祉体験を実施します。	地域福祉課 学校教育課
福祉体験イベントの実施	児童・生徒が福祉の精神を学ぶことができるよう、福祉体験イベントを実施します。	社会福祉協議会

2-2 意識醸成のための学習機会の提供

活動内容	取り組み	所管
福祉を学ぶ場の提供	福祉に関する講座等の充実により、住民の福祉意識の高揚を図ります。	地域福祉課

基本施策3 福祉人材の確保

高齢化が進行し、家族だけでなく社会による支援が必要とされる現在において、今後も福祉的支援を継続して提供できる体制を維持することを目的に、地域における支え合いに取り組む人材や専門的な福祉的支援に携わる人材の確保と育成に取り組みます。

3-1 地域福祉を支える人材の確保と育成

活動内容	取り組み	所管
福祉人材の発掘・確保	自治会や民生委員・児童委員、民生・児童協力委員との連携のもと、福祉人材の発掘に努めます。また、定年後の世代に地域福祉活動に参加・活躍してもらえるよう、様々な機会を活用し、働きかけを行います。	長寿介護課 生涯学習課 社会福祉協議会
ボランティア養成講座の開催	地域のニーズに合った内容の養成講座を開催するとともに、参加しやすい環境づくりに努め、参加促進を図ります。	社会福祉協議会

3-2 専門的支援に携わる人材の確保と育成

活動内容	取り組み	所管
生活支援サポーター養成講座	援助を必要としている高齢者に掃除や買い物の代行、話し相手、通院の付き添い等の暮らしの手助けを行う「生活支援サポーター」を養成する講座を開催し、人材育成に取り組みます。	長寿介護課
認知症サポーター養成講座	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに向け、認知症を正しく理解し、認知症の人をサポートする「認知症サポーター」を養成する講座を開催し、人材育成に取り組みます。	長寿介護課
介護予防リーダー養成講座	高齢者の身近な集まりやあったか推進のつどい（敬老会）、いきいきサロン等において健康づくりや介護予防運動、レクリエーションなど気軽な取り組みを行う「介護予防リーダー」を養成する講座を開催するとともに、人材の活用方法について検討を行います。	長寿介護課
福祉人材の資質向上	地域福祉を担う人材の資質向上に向け、福祉専門職や福祉関連サービスの関係者、ボランティア等に対する研修機会の確保に努めます。	長寿介護課 社会福祉協議会

基本方針2 人と人のあたたかいつながりを保つ

基本 施策

- 1 住民主体の活動の活性化
- 2 地域福祉の推進体制の確立

関連する
SDGs



基本施策1 住民主体の活動の活性化

住民主体による地域活動の活性化を通じて加西市における互助・共助の機能強化を図るため、様々な情報媒体を活用して、ボランティア活動や地域の福祉活動に関する情報を発信します。また、ボランティア活動のさらなる活性化を促すため、ボランティア・市民活動センターの機能強化や地域の活動拠点づくりにも取り組みます。

1-1 地域福祉活動に関する情報の発信

活動内容	取り組み	所管
ボランティア活動の周知	広報やホームページ、イベント等を活用し、ボランティアグループの活動を紹介し、住民の理解を深めるとともに、活動への参加促進を図ります。	社会福祉協議会
福祉便りの発行 (はつらつだよりの発行)	各地区において、ふるさと創造会議とはつらつ委員会とが連携もしくは統合をし、地区全体として、地区の福祉活動に関する情報を発信します。	ふるさと創造課 社会福祉協議会
あったかハートメールの活用	登録者を対象に、地域のボランティア活動情報を配信します。	社会福祉協議会

1-2 ボランティア活動に対する支援

活動内容	取り組み	所管
ボランティアセンターの機能強化	地域福祉の推進役としてボランティアに関する相談や情報提供を行う「加西市ボランティア・市民活動センター」の機能強化を図り、援助したい人と援助を必要とする人の円滑なコーディネートを行います。	社会福祉協議会
ボランティア相談・交流会の開催	ボランティア活動をしてみたいという人や活動中のボランティアを対象に、ボランティアセンターにおいて情報提供や相談できる場として交流会を行います。	社会福祉協議会
ボランティアのつどう場の開催	地域にボランティア活動の輪を広げることを目的に、防災とボランティア週間に合わせて「ボランティアのつどう場」を開催し、ボランティア活動者による体験発表等を行います。	社会福祉協議会
社会資源の活用による地域の拠点づくり	地域づくり活動を支援するため、公民館等の地域住民に身近な施設をはじめ、学校の空き教室等、地域の様々な資源を活用した活動拠点づくりを進め、地域交流や住民が集える場としての活用に努めます。	ふるさと創造課 長寿介護課

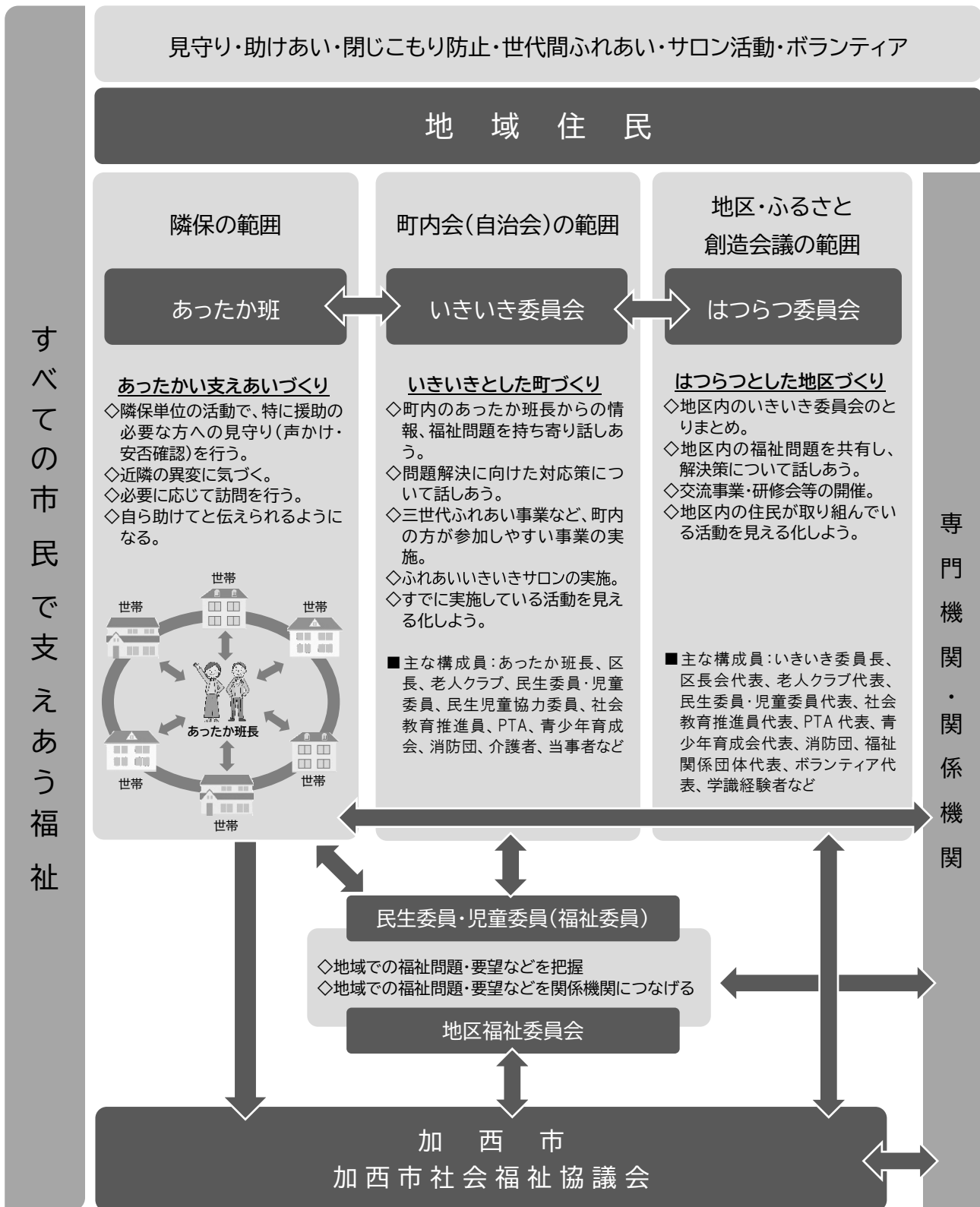
基本施策2 地域福祉の推進体制の確立

加西市における地域福祉の中核である「あったかシステム」を中心とした、地域福祉の推進体制を確立するために、行政と社会福祉協議会の連携・協力のもと、「あったかシステム」の推進及び機能強化に取り組めます。

2-1 地域の支え合い活動の推進

活動内容	取り組み	所管
「あったかシステム」の活用	あったか友愛訪問活動を主体とする小地域福祉活動(あったか班、いきいき委員会、はつらつ委員会)により、助け合いのまちづくりを進めます。	社会福祉協議会
あったか班 (あったか友愛訪問活動)	活動の基本となる小集団(隣保)のあったか班長が、隣保内での見守りの必要な高齢者などの声かけや見守りを行うことで安否確認を行います。	社会福祉協議会
いきいき委員会	各町を基本単位として、あったか推進のつどい等による事業を実施し、高齢者の見守り、生きがいづくりを行うとともに、班長から得た情報や問題を持ち寄り、問題解決に向けて町内で対応策を検討します。	社会福祉協議会
ふるさと創造会議 (はつらつ委員会、健康福祉部会)	小地域福祉活動システムを維持しながら、ふるさと創造会議と連携・統合し、地域内の健康福祉における問題や課題の解決に向けて取り組みます。	ふるさと創造課 社会福祉協議会
「あったかシステム」の周知	「あったか友愛推進大会」等の研修会を毎年実施し(市全域・各地区開催と交互に実施)、住民に対し、地域での見守り・支え合いの大切さを周知します。また、はつらつ委員会・いきいき委員会の研修会やサロン等において、近隣での見守り・声かけの重要性を周知するとともに、先進的な活動事例を紹介します。	社会福祉協議会
民生委員・児童委員活動の支援	地域の見守り活動として、民生委員・児童委員に福祉を高める運動調査票の記入を依頼し、支援を必要とする人の把握に努めるとともに、民生委員・児童委員の活動の周知を図るなど、活動への支援を行います。	福祉企画課 社会福祉協議会
生活支援サポートセンターの機能充実	家事等の援助を必要とする人と援助したい人が会員となって、ボランティアを通して助け合う機関である「生活支援サポートセンター」の機能充実に向けて、活動の周知とサポーターの養成に努めます。	長寿介護課
社会福祉法人等との情報共有体制の強化	行政と社会福祉法人等による連絡調整会議を実施し、事業の進捗状況や地域の課題、支援・見守りが必要な人について情報共有を図ります。	ふるさと創造課 長寿介護課 地域福祉課

【あったかシステム(小地域ネットワークシステム)について】



基本方針3 みんなを支える相談・情報提供体制を強化する

基本 施策

- 1 相談支援体制の強化
- 2 情報発信体制の強化

関連する
SDGs



基本施策1 相談支援体制の強化

世帯構造やライフスタイルの変化によって多様化・複雑化する福祉課題に対応するために、各分野に係る部署や窓口の連携によって構築される総合相談の体制を整備し、高齢者や障がい者等への適切な支援へとつなげます。また、各分野の相談機能の強化にも取り組み、加西市全体での福祉体制の底上げを進めていきます。

1-1 総合的な相談体制の構築

活動内容	取り組み	所管
問題の早期把握	地域で困りごとを抱える人の早期把握・早期支援に向け、関係部署との連携体制を構築するとともに、地域の見守り活動との連携を強化します。	長寿介護課 地域福祉課
相談窓口の充実	市役所の生活サポート窓口や地域交流センター、健康福祉会館等において、住民の日常生活上の悩みや生活困窮、ひきこもり、虐待等の様々な相談に専門の相談員が応じるとともに、保健・福祉・介護に関する複合的な課題に対応するための横断的な相談窓口の設置を検討します。	ふるさと創造課 長寿介護課 地域福祉課
相談員の資質向上	研修機会の提供により、総合相談窓口の担当者の資質向上を図り、多様化・複雑化している相談に適切に対応できる体制を整備します。	長寿介護課 地域福祉課
適切な支援につなげる 仕組みづくり	多様で複合的な課題を抱える人や制度の狭間の課題を抱える人が適切な支援に結びつくよう、横断的な支援を行うとともに、官民協働による福祉課題の早期発見・早期対応を図るための仕組みづくりに取り組みます。	長寿介護課 地域福祉課

1-2 相談支援機関等の充実

活動内容	取り組み	所管
地域包括支援センターの機能強化	介護や福祉に関する地域の総合的な窓口である「加西市地域包括支援センター」において、介護保険サービスや高齢者支援に関する問い合わせに応えるとともに、介護に関する悩みや高齢者虐待や認知症など、高齢者に関する様々な相談に対応し、専門的な支援につなげます。 また、健康寿命の延伸・フレイル予防等住み慣れた地域で自立した生活を送るために相談員が訪問し、個々の相談支援を行います。	長寿介護課
基幹相談支援センターの機能強化	「加西市基幹相談支援センター」において、障がい者の様々な相談に応じるとともに、必要な情報提供や助言を行うなど、地域で自立した生活を営んでいくための支援を総合的に行います。	地域福祉課
子育て相談の充実	健康福祉会館や総合教育センターにおいて、子育てや児童・生徒の発達、日常生活上の悩みの相談に応じるとともに、相談機関連絡協議会での情報共有方法の見直しや関連機関での相談窓口の設置等を行い、相談機能の強化を図ります。	総合教育センター



基本施策2 情報発信体制の強化

加西市に関係するすべての人に対して、情報が正確かつ適切に提供されるよう、必要とされる情報を、わかりやすい表現方法で、様々な情報媒体を活用して発信していきます。また、視力の低下した方や外国人住民など、文字による情報の把握が困難な方に対する情報提供手段の充実や、外出が困難な方が情報を入手できずに孤立することのないよう、訪問等による情報提供などにも取り組みます。

2-1 情報提供の充実

活動内容	取り組み	所管
わかりやすい情報提供	広報やホームページ、各種パンフレット等を活用し、積極的な情報提供を行うとともに、わかりやすい情報発信に努めます。 また、住民が情報を有効に活用できるよう、地域ごとの福祉・保健・医療といった社会資源マップの作成を検討します。	長寿介護課 地域福祉課
様々な情報媒体の活用	広報やホームページだけでなく、SNS を活用した情報提供等、効果的な情報発信方法を検討します。	長寿介護課 地域福祉課

2-2 情報バリアフリーの推進

活動内容	取り組み	所管
バリアフリーの視点に立った情報の提供	情報バリアフリーの視点から、高齢者や障がい者、外国人住民に配慮した情報発信方法を検討します。	長寿介護課 地域福祉課
	朗読ボランティアの協力により、広報・新聞・書籍等の点訳と声の広報の作成を行います。	地域福祉課
民生委員・児童委員を通じた情報提供	支援を必要としながら自ら相談に来ることができない人に対して、民生委員・児童委員の活動を通じ、必要な情報提供を行います。	福祉企画課

基本方針4 市民の安心と安全を守る仕組みを充実させる

基本 施策

- 1 福祉サービスの充実
- 2 災害時や緊急時の支援体制の充実
- 3 交通安全対策・防犯活動の推進
- 4 外出・移動支援の充実

関連する
SDGs



基本施策1 福祉サービスの充実

市民に対して提供する福祉サービスの質を維持するとともに、ニーズに沿った福祉行政を運営できるよう、人員の確保や関係機関との連携による質の向上に取り組むとともに、サービスに関する情報提供や医療機関との連携、苦情相談体制の整備など、サービスを適切に提供するための体制整備にも取り組みます。

1-1 福祉サービスの質の向上

活動内容	取り組み	所管
人員の確保・質の向上	住民のニーズに対応した福祉サービスが提供できるよう、福祉サービス事業所等と連携を図り、人員確保や職員の資質向上のための支援を行います。	長寿介護課
相談支援業務を行う 関係機関との連携	住民のニーズや現状の把握のため、市指定の特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所との月例会議(月1回)において情報交換や意見交換を行います。	地域福祉課



1-2 福祉サービス提供体制の整備

活動内容	取り組み	所管
サービス提供体制の整備	各制度に基づく福祉サービスが必要な人に確実に行き届くよう、福祉サービスの利用に関する相談体制の充実に努めるとともに、福祉サービス事業所や関係機関・団体との情報共有や連携を進めます。また、様々な媒体を活用し、制度やサービスに関する情報を提供します。	地域福祉課
医療と介護の連携強化	在宅医療と介護が一体的に提供できる体制の構築に向けて、地域の在宅医療と介護の連携を支援する「在宅医療・介護連携相談窓口」を加西病院に設置します。また、地域の医療と介護関係者間の情報共有を支援するとともに、多職種での研修等を実施します。	長寿介護課
サービスの導入	障がい者が、高齢になっても地域の中で必要な支援を受けながら暮らすことができるよう、介護保険制度との連携を図りながら、きめ細やかなサービスを提供します。	長寿介護課 地域福祉課
苦情相談体制の整備	利用者が安心してサービスを利用できるよう、市役所や福祉サービス事業所、支援機関等、利用者に身近な場所で苦情相談に対応します。	長寿介護課 地域福祉課



基本施策2 災害時や緊急時の支援体制の充実

自然災害によって被る被害を最小限にとどめるために、住民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、自治会を単位とした自主防災組織の維持及び機能強化に取り組み、日頃からの防災対策を進めていきます。また、災害発生時の円滑な避難や被災後の迅速な復旧のために、緊急時の情報提供体制の強化や災害ボランティアセンターの体制整備、災害時要援護者に対する計画の策定などにも取り組みます。加えて、感染症対策についても取り組みを進めていきます。

2-1 地域の自主防災体制の強化

活動内容	取り組み	所管
防災意識の向上	住民を対象とした出前講座・講演会の開催やリーフレットの配布等、防災知識の普及啓発に取り組み、地域の防災力の向上を図ります。	危機管理課
自主防災組織の機能向上	地域の防災体制の強化を図るため、基礎的コミュニティである自治会を自主防災活動の主体に位置づけ、消防署や消防団の指導による防災訓練の実施や防災資機材の助成等、自主防災組織の活動を支援します。また、自主防災組織間の連絡調整や連携した防災活動が行える体制の整備に努めます。	危機管理課

2-2 災害時の支援体制の整備

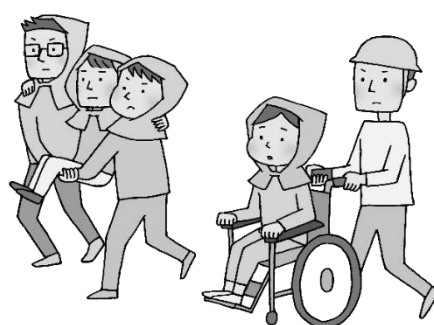
活動内容	取り組み	所管
災害等緊急時の情報体制の強化	かさい防災ネットやかさい防災アプリにより災害・防災情報を発信するとともに、災害時の迅速な情報伝達に向け、防災行政無線の設置を検討します。	危機管理課
福祉避難所の設置	災害時に迅速に要配慮者を受け入れることができるよう、新設の福祉施設や隣接市町の福祉施設と協定を結ぶなど福祉避難場所の拡充に努めます。また、一般の避難所においても福祉避難室を確保できるよう、体制の整備に取り組みます。	危機管理課
災害ボランティアセンターの体制整備	大規模災害時に設置される災害ボランティアセンターの開設と円滑な運営に向け、社会福祉協議会と連携して、情報収集や住民への周知に取り組みます。	危機管理課
備蓄品の整備	鶉野飛行場跡の備蓄倉庫において計画的に備蓄物資等の整備を進めるとともに、主な避難所である小中学校等の空き教室等を利用した備蓄の整備についても検討します。	危機管理課

2-3 災害時要援護者避難支援計画の整備

活動内容	取り組み	所管
災害時要援護者台帳の作成	民生委員・児童委員の協力により、災害時要援護者台帳の更新を毎年行うとともに、災害時の避難支援につなげるため、区長、民生委員・児童委員、消防署、社会福祉協議会に台帳を配布し、情報共有を図ります。 また、高齢者や障がい者などが迅速・適切に避難できるよう、台帳への登録を促します。	危機管理課
災害時要援護者に対する計画の策定	地域防災計画、災害時要援護者避難支援計画に従い、円滑な避難支援に向けた体制を強化するとともに、災害ごとの支援計画の策定に取り組みます。	危機管理課

2-4 新型インフルエンザ（新型コロナウイルス）等感染症対策の推進

活動内容	取り組み	所管
情報収集・ 情報提供の推進	感染症の発生に関して国内外の機関が公表する情報の収集・確認を行うとともに、市民への迅速な情報提供に努めます。	危機管理課
相談窓口機能の強化	相談窓口を設置し、疾患に関する相談のみならず生活相談など住民の生活に密着した内容に対応できるよう体制を確保します。	危機管理課 健康課 地域福祉課
感染患者への支援	感染患者が確認された場合には、受診に関する相談において、専門外来及び外来協力医療機関を紹介します。また、在宅看護等の情報を提供し、自宅療養患者のセルフケアを支援します。	健康課 長寿介護課
マスク等の確保	マスク等の不足や価格の上昇、またはそのおそれがある場合には、需給状況や価格上昇について速やかに調査し、確保に努めます。	危機管理課



基本施策3 交通安全対策・防犯活動の推進

地域における安全・安心な暮らしを実現するために、交通安全や防犯に対する意識の向上を、広報やホームページ等による周知啓発や講習会の開催などを通じて実現していきます。また、地域団体との協力のもと、地域パトロールや見守り・声かけ活動を実施し、治安の良好な地域づくりを進めていきます。

3-1 交通安全・防犯意識の高揚

活動内容	取り組み	所管
広報やホームページ等による啓発	広報やホームページ等において、交通事故・犯罪被害に関する情報や交通安全・防犯対策に関する情報を掲載し、住民の意識の向上を図ります。	危機管理課
講習会の実施	加西警察署と連携し、学校、自治会、老人会等で交通安全・防犯講習会を開催し、住民一人ひとりの防犯意識を高めます。	危機管理課

3-2 地域における防犯活動の推進

活動内容	取り組み	所管
防犯パトロールの実施	防犯協会と連携し、「青色パトロールカー」による巡回や通学路の見守り等を行うとともに、市役所において交通安全・防犯活動の強化を図ります。	危機管理課
見守り・声かけ活動の促進	地域の防犯力の向上に向け、あったか班等の住民によるあいさつ・声かけ・見守り活動を推進するとともに、ふるさと創造会議やボランティア団体「地域子ども見守り隊」と協力し、交通安全・防犯活動を展開します。	ふるさと創造課 総合教育センター 社会福祉協議会



基本施策4 外出・移動支援の充実

現在、市域の広い本市においては高齢化が進行しており、今後は移動手段が限られた高齢者が増加することが懸念されます。外出できないことにより運動機能の低下や沈鬱傾向となり、要介護状態や認知症に陥ってしまうことを抑制するために、市内における移動環境の整備や外出支援サービスの充実に取り組みます。

4-1 移動環境の整備

活動内容	取り組み	所管
バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	道路や公共施設等におけるバリアフリー化を推進するとともに、新たに施設等を建設する場合には、ユニバーサルデザインの視点に基づく整備を行います。	土木課 都市計画課
交通の利便性の向上	民営路線のバス停や鉄道駅が近くにない地域の交通手段として、加西市コミュニティバス「KASAI ねっぴ〜号」の運行や地域主体型交通の導入を支援します。	人口増政策課

4-2 外出支援サービスの充実

活動内容	取り組み	所管
移送サービスの提供	地域が主体となった高齢者等の買い物や医療機関等への交通移送サービス(地域主体型交通)に対する支援について、関係機関と情報共有を図るとともに、導入にあたっての検討及び推進を図ります。	人口増政策課 長寿介護課 地域福祉課
タクシーチケットの交付	高齢者や障がい者、免許返納者などの社会参加促進を図るための外出支援策として、タクシー利用券や市内バス無料乗車券を交付します(条件あり)。	人口増政策課 地域福祉課 社会福祉協議会

基本方針5 誰ひとりとして取り残さない支援

基本 施策

- 1 生活に悩みや課題を抱える人に対する支援
- 2 一人ひとりの権利を守るための取り組みの推進
- 3 多様な価値観を受け入れる社会づくり

関連する
SDGs



基本施策1 生活に悩みや課題を抱える人に対する支援

世帯構造の変化や社会情勢の変化を背景として発生する、既存の福祉の仕組みではすくいきれない方々を支援し、とりこぼしのない福祉体制を構築できるよう、経済的に困窮している世帯の自立支援や子どもの貧困対策、社会的孤立の防止や自殺対策に取り組みます。また、罪を犯してしまった方が、犯罪に至った背景について理解したうえで、再び社会で活躍できる機会を提供する支援にも取り組みます。

1-1 経済的に困窮している人への支援の充実

活動内容	取り組み	所管
自立相談支援事業	生活困窮者の自立に向け、自立相談支援機関において一人ひとりの課題や状況に応じた個別支援プランを策定し、対象者に寄り添った支援を行います。	地域福祉課
家計改善事業	生活困窮者の生活の再生や自立を目指し、家計管理に関する相談や助言を行うとともに、必要に応じて法律相談や貸付事業等の活用を促します。	地域福祉課
就労準備支援事業	生活困窮者の働く場の確保に向け、就労準備支援事業として、ハローワークや企業と連携し、お試し就労体験やその他必要な支援を行います。	地域福祉課
住居確保給付金の支給	離職などで住居を失った人、失うおそれが高い人の住居の確保に向け、賃貸住宅の家賃を給付します。	地域福祉課
ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や母子家庭等医療費助成制度、母子父子及び寡婦福祉資金の貸付、就学援助費の助成等により、経済的な支援を行います。	地域福祉課
子どもの学習支援事業	市内在住の小学生(4年生以上)、中学生、高校生を対象に居場所づくりを行うとともに、試験対策等の学習支援、進学に関する支援などを行います。	地域福祉課

1-2 社会的孤立の防止に向けた支援の充実

活動内容	取り組み	所管
高齢者の社会参加の促進	高齢者の生きがいづくりに向け、サロン活動等の地域交流の場や学習の機会の提供に努めます。 また、ICT を通じて地域ニーズと老人クラブの会員のマッチングを図る「老人会人財バンク“サルビアクラブ 加西人財バンク”」の活用により、高齢者の社会参加の促進を図ります。	長寿介護課
障がい者の社会参加の促進	障がい者の集いの場や地域住民と交流する機会を創出するとともに、障がい者団体や地域住民団体、福祉サービス事業所などが主体となって実施する交流事業を支援することで、障がい者の社会参加を促進します。	地域福祉課
	ハローワークや兵庫障害者職業センター等の関係機関との連携を密にし、雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行います。 また、基幹相談支援センター「やすらぎ」に就労支援専門員を配置し、就労支援や就職後の職場定着を図るための相談・援助体制の充実に努めます。	地域福祉課
子育てに対する 心理的負担の軽減	親子のふれあいや親同士の交流、子育ての悩みを相談するなど子育て支援の場として「子育てひろば」を開設し、子育てに対する不安・負担の軽減を図ります。また、訪問事業や各種健診を活用し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、必要に応じて適切なサービスにつなげます。	地域福祉課 こども未来課
介護者に対する支援の 充実	介護者の心理的負担の軽減に向けて、楽・笑・介での交流会の実施等、介護者のニーズに応じた多様なサービスを提供します。	長寿介護課
不登校児童・生徒への 支援	いじめ・不登校対策として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談・支援を行うとともに、様々な理由により登校できない子どもが社会的に自立できるよう、適応教室（ふれあいルーム）において必要な支援を行います。	総合教育センター
ひきこもり等に対する 社会復帰支援	ひきこもりなど社会的に孤立した状態にある人が社会とのつながりを取り戻せるよう、当事者の状況に合わせ、個別面談や訪問相談、外出支援などを行います。また、ひきこもりを支える家族からの相談にも応じるとともに、家族会等の家族支援施策の情報を提供します。	地域福祉課

1-3 自殺対策の推進

活動内容	取り組み	所管
自殺対策関連会議の開催	自殺対策関連事業の進捗状況や課題を把握し、対応策の検討を行う会議体を設置するとともに、関係機関や民間団体との連携を強化し、自殺対策を総合的・効果的に推進する体制を整備します。	福祉企画課 健康課
自殺対策を支える人材の育成	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図るゲートキーパーの養成に取り組み、地域における見守り体制を強化します。また、自殺対策の視点をもって事業に取り組めるよう、市の職員や相談窓口の担当者等に対し、職員研修を実施します。	福祉企画課 健康課
住民に対する周知啓発	啓発パンフレットの配布や講習会、出前講座等を活用し、自殺対策において住民一人ひとりが担うべき役割やこころの健康づくりについて啓発を行います。	福祉企画課 健康課

1-4 犯罪や非行の防止と社会復帰の支援

活動内容	取り組み	所管
再犯防止・対策の推進	社会を明るくする運動の取り組みにより、罪を犯した人や非行のある少年の改善更生について理解を深めます。	ふるさと創造課
社会復帰に向けた支援	釈放後の就労支援や適切な支援に速やかに結びつける仕組みづくりに取り組みます。	地域福祉課



基本施策2 一人ひとりの権利を守るための取り組みの推進

個人がその尊厳を守られ、自分らしく日常生活を送ることができるよう、子どもや配偶者、高齢者や障がい者などを対象とした虐待・DVの未然防止・早期対応のための体制強化に取り組みます。また、認知症や知的障がい、精神障がいなど、判断能力に不安を抱える方の意思決定を支えるため、成年後見制度の周知と利用促進にも取り組みます。

2-1 虐待やDVの防止に向けた取り組みの推進

活動内容	取り組み	所管
通報義務の周知	様々な機会を活用し、虐待やDVは重大な人権侵害であることや住民の通報義務、通報体制について周知を行います。	長寿介護課 地域福祉課
虐待・DVに関する相談・通報体制の整備	高齢者や障がい者、子どもに対する虐待やDVの未然防止・早期発見に向け、地域包括支援センターや障がい者虐待防止センター、家庭児童相談室等において、相談や通報・届け出に応じます。	長寿介護課 地域福祉課
関係機関との連携強化	虐待・DVの未然防止・早期発見・早期対応に向けて、民生委員・児童委員やあったか班、教育機関、支援機関、警察等の関係機関間の連携を強化し、専門的な支援につなげる体制の構築に取り組みます。	長寿介護課 地域福祉課
施設への指導の実施	福祉サービス事業所の実地指導において、身体拘束に関する聴取や記録、家族等への説明記録の確認を行い、虐待の早期把握に努めます。	長寿介護課 地域福祉課

2-2 権利擁護の推進

活動内容	取り組み	所管
成年後見制度の周知	認知症や知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない人の財産を管理し、不当な契約などから守るなどの支援を行う成年後見制度について、広報やパンフレット等を活用して周知を行います。	長寿介護課 地域福祉課
成年後見制度に基づく市長申立て	成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、身寄りがないなど申立てを行うことが難しい場合において、市長が代わって成年後見開始の審判の申し立てを行うとともに、市長申立ての制度の周知に努めます。	長寿介護課 地域福祉課

活動内容	取り組み	所管
権利擁護の促進	成年後見制度の利用促進に関する施策の段階的・計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進基本計画の策定を検討します。 また、成年後見制度に関する知識や技術を身につけた住民後見人の育成に努めます。	長寿介護課
	認知症や知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な人が適正にサービスを利用できるよう、日常生活自立支援事業等の活用促進に努めます。	社会福祉協議会
権利擁護センターの設置	市民後見・法人後見を推進し、障がいの有無や年齢にかかわらず、すべての住民の権利擁護に関する相談をワンストップで受け付け、関係機関との調整を行いながら問題解決を図る機関として権利擁護センターの設置を推進します。 権利擁護センター設置にあたっては、加西市だけの取り組みとせず、定住自立圏等での広域設置など必要性和可能性を検討します。	長寿介護課 地域福祉課



基本施策3 多様な価値観を受け入れる社会づくり

性別や年齢、国籍など、生まれ持った性質によって、社会における活動や参加が妨げられることのないよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりや合理的配慮の提供など、共生社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。また、外国籍の方も地域で生き生きと暮らすことができるよう支援に取り組めます。

3-1 ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進

活動内容	取り組み	所管
共生社会を学ぶ 機会の提供	学校教育や社会教育等、様々な機会を通じ、年齢、性別、障がい、文化等の違いにかかわらず、誰もが一人の人間として生きていける共生社会の考え方や仕組みを学ぶ機会を提供します。	ふるさと創造課 人権推進課 学校教育課 生涯学習課
ユニバーサルデザインの まちづくり	ハード・ソフト両面からユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、公共施設の整備とともに、横断的に課題に対処する仕組みや保健・医療・福祉機能が連携したケアシステムの構築に取り組めます。また、働く意欲のある女性や高齢者、障がい者の雇用・就業の機会拡大を促進するとともに、文化芸術活動やスポーツ等を通じた多様な人との交流の機会の提供、情報アクセシビリティの推進等に取り組めます。	長寿介護課 地域福祉課

3-2 合理的配慮の推進

活動内容	取り組み	所管
合理的配慮の周知	様々な機会を活用し、障がいや合理的配慮への理解を深めるための周知を行い、障がいを理由とした差別や障がい者の生きづらさの解消を図っていきます。	地域福祉課
合理的配慮の提供の促進	合理的配慮の視点から、公的施設や市の事業の見直しを行います。	地域福祉課

3-3 多文化共生に向けた理解促進

活動内容	取り組み	所管
多文化共生事業	NPO法人ねひめカレッジと連携し、外国人住民の日常生活での悩みや仕事の相談に応じるとともに、市役所での手続きや入国関係の手続き等に関する支援を行います。	ふるさと創造課

第5章 実効性のある計画にするための方策

1 計画の推進体制と役割

(1) 推進体制の整備

この計画を推進していくためには、行政、市民、社会福祉協議会、福祉関係事業者(社会福祉法人連絡協議会)、関係機関等の協働が欠かせません。そのため、これら各主体によるパートナーシップを基礎として、計画の推進体制の整備及び進行管理を行います。

(2) 役割分担

この計画を推進するにあたっては、市民の地域福祉についての理解の促進や地域活動への参加を図り、行政、市民、社会福祉協議会、福祉関係事業者(社会福祉法人連絡協議会)、関係機関等が、それぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組むことが必要になっています。

①市(行政)

市は、地域における支え合い活動の充実を図るために、市民ニーズ等の現状把握や施策の進行管理等、第2期計画に位置づけられた施策・事業を推進してきました。

今後も、各主体の役割分担を踏まえながら、地域福祉のネットワーク体制の整備に努め、市民ニーズを的確に把握することが求められます。

②市民

地域では、「あったかシステム」にかかわるボランティアを中心に、市民が主体となった支え合いの充実に向けての取り組みや福祉活動が進められてきました。

今後も、「みんなの暮らしをみんなで支える 共生と協創のまち かさい」を実現する主体として、実際の行動につながっていくことが期待されています。

③社会福祉協議会

従来から地域住民主体による様々な地域福祉活動を推進し、また、行政の福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動してきました。

今後も、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

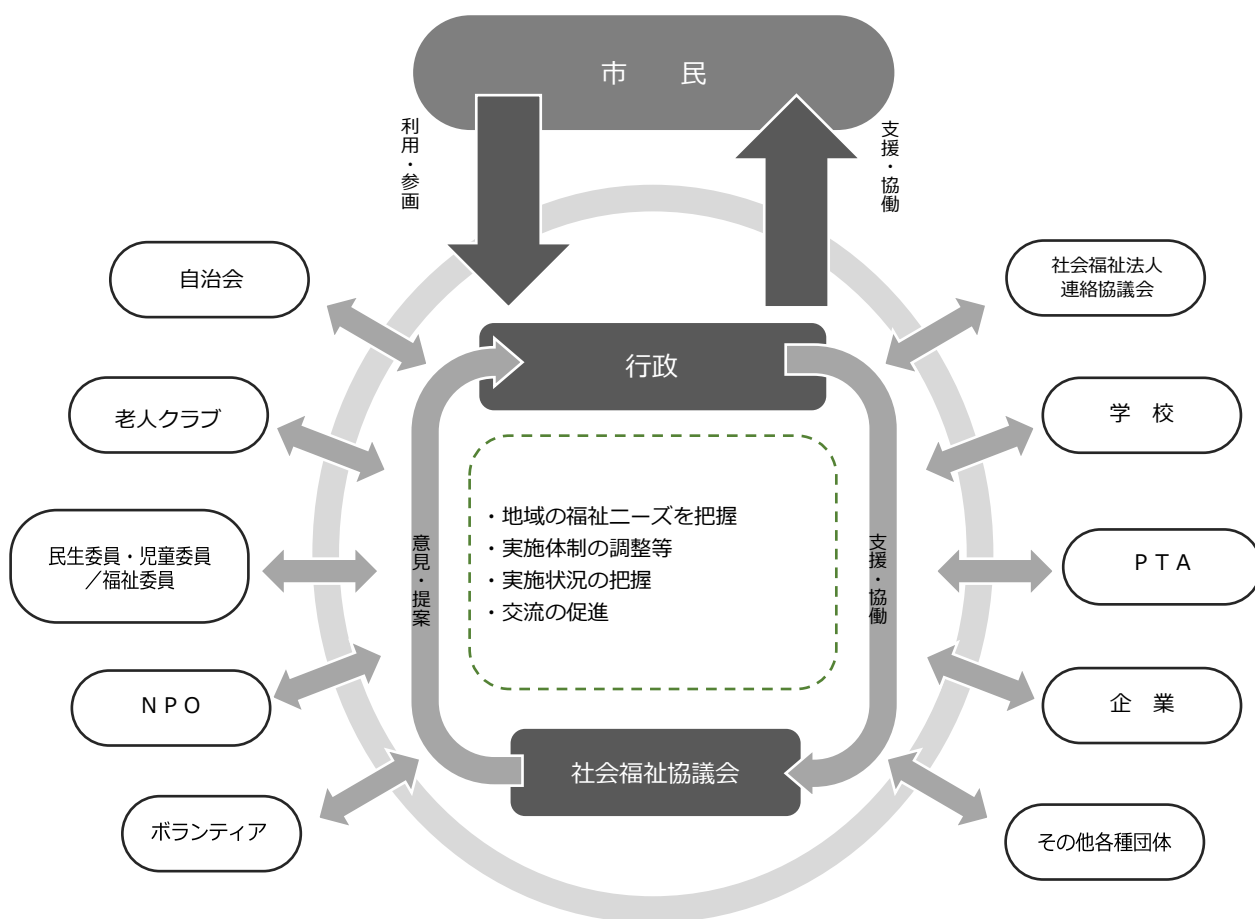
④福祉関係事業者（社会福祉法人連絡協議会）、関係機関

福祉関係事業者においては、持ち前の専門分野を活かし、質の高いサービスを提供したり、市民からの相談に応じたりなど、地域に密着した活動を展開してきました。

今後も、サービスの提供者・協力者として、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、地域の取り組みや他の事業者や関係機関との連携に取り組むことが求められています。

とりわけ市内社会福祉法人では、法人単体だけでなく、さらに活動の充実を図るため、社会福祉法人連絡協議会を組織し、幅広く地域のニーズに対応したサービスを展開し、公益な活動をしていることから、行政、市民、社会福祉協議会、福祉関係事業者、関係機関等と連携した地域福祉の推進が期待されています。

▼関係機関・団体関連図

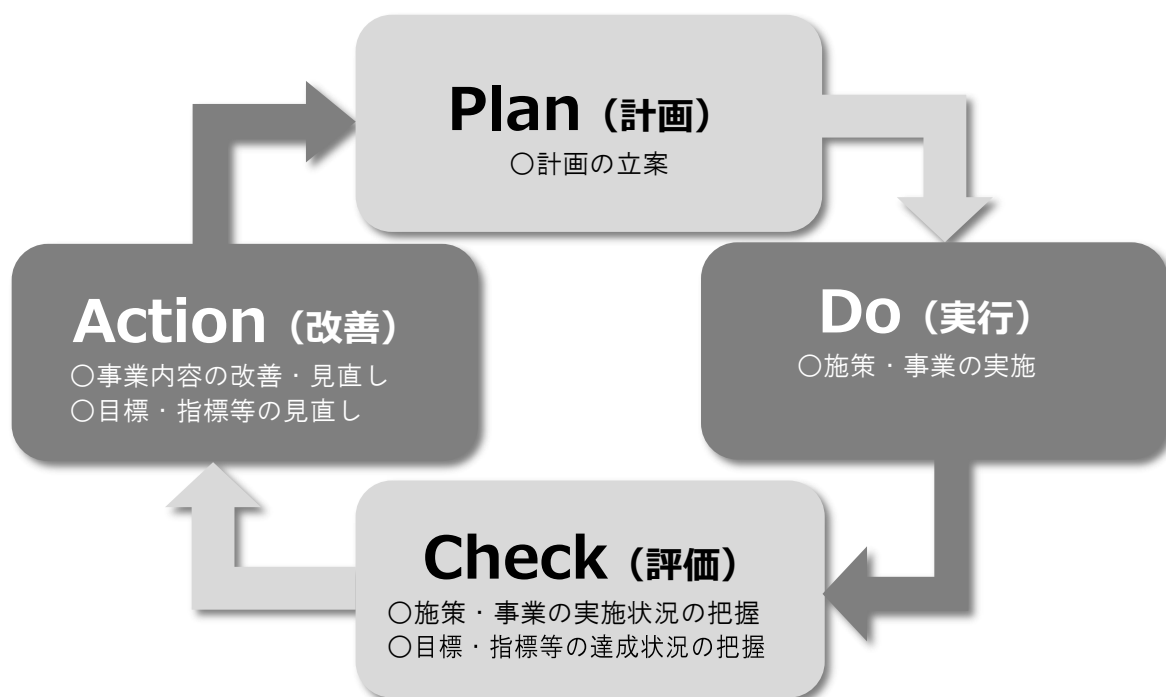


2 進捗管理の考え方

地域福祉計画を実効性あるものとして推進していくために、市は、施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、今後の方針について検討していきます。

なお、これらの計画づくり、実行、把握・評価、改善の仕組みについては、社会情勢の変化や利用者のニーズに対応するため、必要に応じて計画の見直しに努めます。

そのため、市民との協働といった観点を重視し、PDCA サイクルによる継続的な計画の改善を行います。



資料編

1 加西市地域福祉計画策定委員会 委員等名簿

◎会長 ○副会長

所 属	氏 名	備 考
地域住民組織	◎ 下村 義明	加西市民生委員児童委員協議会 会長
	後藤 倫明	はつらつ委員会代表（九会地区） 委員長
	谷勝 公代	加西市連合婦人会 会長
	内藤 能民	富合・多加野・西在田・在田 いきいきリーダークラブ 代表
	西川 利彦	加西市区長会 会長
	松岡 勝己	加西市老人クラブ連合会 会長
事業者代表	○ 蓬萊 和裕	加西市社会福祉法人連絡協議会 会長
	岡田 美佳	加西市社会福祉協議会 課長補佐
障害者団体	大竹 義章	加西市精神障害者家族会 はとの会 会計
	野田 英紀	加西市手をつなぐ育成会 理事長
	藤原 常雄	加西市身体障害者福祉協会 副会長
関係行政機関	木元 倫代	加東健康福祉事務所 監査・福祉課長
関係教育機関	伊藤 勝	加西市教育委員会 こども未来課 課長
アドバイザー	中井 一仁	加西市社会福祉協議会 参与

2 加西市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に基づく加西市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、加西市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1)計画の策定に関すること。

(2)前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる各関係者から推薦を受けた者のうちから市長が委嘱する。

(1)福祉団体・事業者に関係する者

(2)地域住民の組織に所属する者

(3)関係行政機関の職員

(4)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、会議における審議の参考に供するために必要と認める場合は、利害関係を有する者等を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉企画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 11 月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、令和3年3月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



第3期 加西市地域福祉計画

発行日：令和2年6月

発行：加西市 健康福祉部 福祉企画課

〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 番地

TEL：0790-42-8724 FAX：0790-43-1801